

2007年 輸出統計品目表新旧対照表

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
輸出統計品目表				輸出統計品目表					
目次				目次					
輸出統計品目表の解釈に関する通則				輸出統計品目表の解釈に関する通則					
第1部～第10部 (省 略)				第1部～第10部 (省 略)					
第11部 繊維用繊維及びその製品				第11部 繊維用繊維及びその製品					
第50類～第53類 (省 略)				第50類～第53類 (省 略)					
第54類 <u>人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品</u>				第54類 <u>人造繊維の長繊維及びその織物</u>					
第55類～第63類 (省 略)				第55類～第63類 (省 略)					
第12部～第22部 (省 略)				第12部～第22部 (省 略)					
01.05		家きん(鶏(ガルス・ドメスティクス)、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。) －1羽の重量が185グラム以下のもの			01.05		家きん(鶏(ガルス・ドメスティクス)、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。) －1羽の重量が185グラム以下のもの		
0105.11		(省 略)			0105.11		(省 略)		
0105.19		－その他のもの			0105.19		－その他のもの		
0105.94	000 4	－鶏(ガルス・ドメスティクス)	NO		0105.92	000 6	－鶏(ガルス・ドメスティクス。 <u>1羽の重量が2,000グラム以下のものに限る。)</u>	NO	
					0105.93	000 5	－鶏(ガルス・ドメスティクス。 <u>1羽の重量が2,000グラムを超えるものに限る。)</u>	NO	
0105.99		(省 略)			0105.99		(省 略)		
02.08		その他の肉及び食用のくず肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)			02.08		その他の肉及び食用のくず肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)		
0208.10		(省 略)			0208.10		(省 略)		
		(削 除)			0208.20	000 5	－かえるの脚	KG	
0208.30		(省 略)			0208.30		(省 略)		
0208.90					0208.90				
03.01		魚(生きているものに限る。)			03.01		魚(生きているものに限る。)		
0301.93		(省 略)			0301.93		(省 略)		
0301.94	000 4	－くろまぐろ(トゥヌス・ティヌス)	KG				(新 規)		
0301.95	000 3	－みなみまぐろ(トゥヌス・マッコイイ)	KG				(新 規)		
0301.99		(省 略)			0301.99		(省 略)		

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目番号	NACS用	品名	単位		統計品目番号	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
03.02		魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに 限るものとし、第03.04項の魚のフ ィレその他の魚肉を除く。)			03.02		魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに 限るものとし、第03.04項の魚のフ ィレその他の魚肉を除く。)		
0302.66		(省 略)			0302.66		(省 略)		
0302.67	000 1	ーめかじき(クスイフィアス・グ ラディウス)		KG			(省 略)		
0302.68	000 0	ーめろ(ディソステイクス属のも の)		KG			(新 規)		
		(省 略)					(省 略)		
03.03		魚(冷凍したものに限るものとし、 第03.04項の魚のフィレその他の魚 肉を除く。)			03.03		魚(冷凍したものに限るものとし、 第03.04項の魚のフィレその他の魚 肉を除く。)		
0303.49		(省 略)			0303.49		(省 略)		
		(省 略)			0303.50	000 2	ーにしん(クルペア・ハレングス及 びクルペア・パラスイイ) 及び コッド(ガドゥス・モルア、ガ ドゥス・オガク及びガドゥス・ マクロケファルス) (肝臓、卵 及びしらを除く。)		KG
		ーにしん(クルペア・ハレングス 及びクルペア・パラスイイ)		KG	0303.60	000 6	ーコッド(ガドゥス・モルア、ガド ゥス・オガク及びガドゥス・マ クロケファルス) 肝臓、卵及び しらを除く。)		KG
0303.51	000 1	ーにしん(クルペア・ハレングス 及びクルペア・パラスイイ)		KG					
0303.52	000 0	ーコッド(ガドゥス・モルア、ガ ドゥス・オガク及びガドゥ ス・マクロケファルス)		KG					
		ーめかじき(クスイフィアス・グラ ディウス) 及びめろ(ディソス ティクス属のもの) (肝臓、卵 及びしらを除く。)							
0303.61	000 5	ーめかじき(クスイフィアス・グ ラディウス)		KG					
0303.62	000 4	ーめろ(ディソステイクス属のも の)		KG					
		ーその他の魚(肝臓、卵及びしらを 除く。)					ーその他の魚(肝臓、卵及びしらを 除く。)		
0303.71		(省 略)			0303.71		(省 略)		
0303.80					0303.80				
03.04		魚のフィレその他の魚肉(生鮮のも の及び冷蔵し又は冷凍したものに 限るものとし、細かく切り刻んで あるかないかを問わない。)			03.04		魚のフィレその他の魚肉(生鮮のも の及び冷蔵し又は冷凍したものに 限るものとし、細かく切り刻んで あるかないかを問わない。)		
		ー生鮮のもの及び冷蔵したもの			0304.10		ー生鮮のもの及び冷蔵したもの		
0304.11	000 4	ーめかじき(クスイフィアス・グ ラディウス)		KG		100 0	ーまぐる		KG
						900 2	ーその他のもの		KG
0304.12	000 3	ーめろ(ディソステイクス属のも の)		KG	0304.20		ー冷凍したフィレ		
						100 4	ーさめ		KG

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
0304.19		--その他のもの					--まぐろ		KG
	100	5 -- --まぐろ		KG		3	--その他のもの		KG
	900	0 -- --その他のもの		KG	0304.90	900	--その他のもの		
		--冷凍したフィレ				100	--たらのすり身		KG
0304.21	000	1 --めかじき(クシフィアス・グ ラディウス)		KG		900	--その他のもの		KG
0304.22	000	0 --めろ(ディソステイクス属の もの)		KG					
0304.29		--その他のもの							
	100	2 -- --さめ		KG					
	200	4 -- --まぐろ		KG					
	900	4 -- --その他のもの		KG					
		--その他のもの							
0304.91	000	1 --めかじき(クシフィアス・グ ラディウス)		KG					
0304.92	000	0 --めろ(ディソステイクス属の もの)		KG					
0304.99		--その他のもの							
	100	2 -- --たらのすり身		KG					
	900	4 -- --その他のもの		KG					
04.06		チーズ及びカード (省 略)			04.06		チーズ及びカード (省 略)		
0406.40	000	2 --ブルーベインドチーズ及びその 他のペニシリウム・ロックフォ ルティにより得られる模様を含 むチーズ (省 略) (削 除)	KG		0406.40	000	2 --ブルーベインドチーズ (省 略)		KG
					05.03				
					0503.00	000	2 馬毛及びそのくず(支持物を使用す ることなく又は支持物を使用して 層状にしてあるかないかを問わな い。)		KG
					05.09				
					0509.00	000	4 動物性の海綿		KG
06.03		切花及び花芽(生鮮のもの及び乾燥 し、染色し、漂白し、染み込ませ又 はその他の加工をしたもので、花束 用又は装飾用に適するものに限 る。)			06.03		切花及び花芽(生鮮のもの及び乾燥 し、染色し、漂白し、染み込ませ又 はその他の加工をしたもので、花束 用又は装飾用に適するものに限 る。)		
		--生鮮のもの			0603.10	000	2 --生鮮のもの		KG
0603.11	000	1 --ばら		KG					
0603.12	000	0 --カーネーション		KG					
0603.13	000	6 --らん		KG					
0603.14	000	5 --菊		KG					
0603.19	000	0 --その他のもの		KG					
0603.90		(省 略)			0603.90		(省 略)		

新 (2007年)					旧 (2006年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
07.09		その他の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)			07.09		その他の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)		
		(削 除)			0709.10	000 0	アーティチョーク		KG
		(省 略)					(省 略)		
		(削 除)			0709.52	000 0	ートリフ		KG
		(省 略)					(省 略)		
07.11		一時的な保存に適する処理をした野菜(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。)			07.11		一時的な保存に適する処理をした野菜(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。)		
0711.20		(省 略)			0711.20		(省 略)		
		(削 除)			0711.30	000 4	ケーパー		KG
		(省 略)					(省 略)		
08.02		その他のナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。)			08.02		その他のナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。)		
		(省 略)					(省 略)		
0802.50		(省 略)			0802.50		(省 略)		
0802.60	000 2	マカダミアナット		KG			(新 規)		
0802.90		(省 略)			0802.90		(省 略)		
08.05		かんきつ類の果実(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)			08.05		かんきつ類の果実(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)		
		(省 略)					(省 略)		
0805.40	000 2	グレープフルーツ (ボメロを含む。)	KG		0805.40	000 2	グレープフルーツ		KG
		(省 略)					(省 略)		
08.10		その他の果実(生鮮のものに限る。)			08.10		その他の果実(生鮮のものに限る。)		
		(省 略)					(省 略)		
		(削 除)			0810.30	000 2	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー		KG
		(省 略)					(省 略)		
09.06		けい皮及びシンナモンツリーの花			09.06		けい皮及びシンナモンツリーの花		
		一破碎及び粉碎のいずれもしてないもの			0906.10	000 5	一破碎及び粉碎のいずれもしてないもの		KG
0906.11	000 4	けい皮(キナモムム・ゼラニカ		KG					
		ム・ブルーメ)							
0906.19	000 3	その他のもの		KG					
0906.20		(省 略)			0906.20		(省 略)		
09.10		しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の			09.10		しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の		

新 (2007年)					旧 (2006年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
0910.91 0910.99	100 900	香辛料 (省 略) (削 除) (削 除) －その他の香辛料 (省 略) ――その他のもの ――カレ－ ――その他のもの		K G K G	0910.40	000	2	一月けい樹の葉及びタイム	K G K G K G
					0910.50	000	6	－カレ－	
					0910.91			－その他の香辛料	
					0910.99	000	6	――その他のもの	
第10類 穀物					第10類 穀物				
注					注				
1 (A) (省 略)					1 (a) (省 略)				
(B) (省 略)					(b) (省 略)				
2 (省 略)					2 (省 略)				
11.02		穀粉 (小麦粉及びメスリン粉を除く。)			11.02		穀粉 (小麦粉及びメスリン粉を除く。)		
		(省 略)					(省 略)		
1102.90		(削 除)			1102.30	000	6	－米粉	MT
		(省 略)			1102.90			(省 略)	
12.07		その他の採油用の種及び果実(割つてあるかないかを問わない。)			12.07			その他の採油用の種及び果実(割つてあるかないかを問わない。)	
		(削 除)			1207.10	000	5	－油やしの実及びパーム核	MT
1207.20		(省 略)			1207.20			(省 略)	
		(削 除)			1207.30	000	6	－ひまの種	MT
1207.40		(省 略)			1207.40			(省 略)	
1207.50		(省 略)			1207.50			(省 略)	
		(削 除)			1207.60	000	4	－サフラワーの種	MT
		(省 略)						(省 略)	
12.09		は 播種用の種、果実及び胞子			12.09			は 播種用の種、果実及び胞子	
		(省 略)						(省 略)	
		(削 除)			1209.26	000	6	――チモシーの種	K G
1209.29		――その他のもの			1209.29	000	3	――その他のもの	K G
	100	――チモシーの種		K G					
	900	――その他のもの		K G					
12.11		主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分(種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)			12.11			主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分(種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)	

新 (2007年)					旧 (2006年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		
			I	II				I	II	
1211.90	100 900	(削 除) (省 略)			1211.10	000	4	—甘草		KG
		—その他のもの			1211.90	000	1	—その他のもの		KG
		—甘草								KG
	3	—その他のもの								KG
	5	—その他のもの								KG
12.12		海藻その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限定のものとし、粉砕してあるかないかを問わない。)並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チコリー(キコリウム・インテュプス変種サティヴム)の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)			12.12			海藻その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限定のものとし、粉砕してあるかないかを問わない。)並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チコリー(キコリウム・インテュプス変種サティヴム)の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)		
1212.20		(削 除) (省 略)			1212.10	000	2	—ローカストビーン(種を含む。)		KG
		(削 除)			1212.20			(省 略)		
		(削 除)			1212.30	000	3	—あんず、桃(ネクタリンを含む。) 又はプラムの核及び仁		KG
1212.91		—その他のもの			1212.91			—その他のもの		
1212.99		—その他のもの			1212.99	000	4	—その他のもの		KG
	6	—ローカストビーン(種を含む。)								KG
	1	—その他のもの								KG
13.01		ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン(例えば、パルサム)			13.01			ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン(例えば、パルサム)		
		(削 除) (省 略)			1301.10	000	6	—ラック		KG
		(省 略)						(省 略)		
13.02		植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー(変性させてあるかないかを問わない。)			13.02			植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー(変性させてあるかないかを問わない。)		
		(省 略)						(省 略)		
		(削 除)			1302.14	000	0	—除虫菊のもの及びロテノンを含む植物の根のもの		KG
		(省 略)						(省 略)		

新 (2007年)					旧 (2006年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
第14類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品					第14類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品				
注 1及び2 (省 略)					注 1及び2 (省 略)				
3 第14.04項には、木毛 (第44.05項参照) 及びほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品 (第96.03項参照) を含まない。 (削 除)					3 第14.02項には、木毛 (第44.05項参照) を含まない。 4 第14.03項には、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品 (第96.03項参照) を含まない。				
		(削 除)			14.02				
		(削 除)			1402.00	000	3	主として詰物として使用する植物性材料 (例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイーグルグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。)	KG
		(削 除)			14.03				
		(削 除)			1403.00	000	1	主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料 (例えば、ほうきもろこし、ビアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。)	KG
14.04		植物性生産品 (他の項に該当するものを除く。)			14.04			植物性生産品 (他の項に該当するものを除く。)	
		(削 除)			1404.10	000	3	主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料	KG
1404.20		(省 略)			1404.20			(省 略)	
1404.90		一その他のもの			1404.90	000	0	一その他のもの	KG
	100	一主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料		KG					
	900	一その他のもの		KG					
15.15		その他の植物性油脂及びその分別物 (ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)			15.15			その他の植物性油脂及びその分別物 (ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	
		(省 略)						(省 略)	
		(削 除)			1515.40	000	3	桐油及びその分別物	KG
		(省 略)						(省 略)	

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
第19類		穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製 品			第19類		穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製 品		
注 1及び2 (省 略) 3 第19.04項には、完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の6%を超える調製品及び第18.06項のチョコレートその他のココアを含有する調製食料品で <u>完全に覆った調製品</u> を含まない(第18.06項参照)。 4 (省 略)				注 1及び2 (省 略) 3 第19.04項には、完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の6%を超える調製品及び第18.06項のチョコレートその他のココアを含有する調製食料品で覆った調製品を含まない(第18.06項参照)。 4 (省 略)					
第20類		野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品			第20類		野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品		
注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) (省 略) (b) (省 略) (c) <u>第19.05項のベーカリー製品その他の物品</u> (d) (省 略) 2～6 (省 略)				注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) (省 略) (b) (省 略) (新 規) (c) (省 略) 2～6 (省 略)					
20.05		調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜(冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。)			20.05		調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜(冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。)		
2005.10)		(省 略)			2005.10)		(省 略)		
2005.80		—その他の野菜及び野菜を混合したもの			2005.80		—その他の野菜及び野菜を混合したもの		
<u>2005.91</u>	000	1			<u>2005.90</u>	000	2		<u>K G</u>
<u>2005.99</u>	000	0		<u>K G</u> <u>K G</u>					
20.09		果実又は野菜のジュース(ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)			20.09		果実又は野菜のジュース(ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)		
2009.11)		(省 略)			2009.11)		(省 略)		
2009.19		— <u>グレープフルーツ (ポメロを含む。)</u> ジュース			2009.19		—グレープフルーツジュース		

新 (2007年)					旧 (2006年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
2009.21 ＼ 2009.90		(省 略)			2009.21 ＼ 2009.90		(省 略)		
第22類 飲料、アルコール及び食酢					第22類 飲料、アルコール及び食酢				
注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)及び(b) (省 略) (c) 蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水 (第28.53項参 照) (d)～(f) (省 略) 2～3 (省 略)					注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)及び(b) (省 略) (c) 蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水 (第28.51項参 照) (d)～(f) (省 略) 2～3 (省 略)				
22.08		エチルアルコール(変性させてない ものでアルコール分が80%未満の ものに限る。)及び蒸留酒、リキュ ールその他のアルコール飲料 (省 略)			22.08		エチルアルコール(変性させてない ものでアルコール分が80%未満の ものに限る。)及び蒸留酒、リキュ ールその他のアルコール飲料 (省 略)		
2208.40	000 3	ーラムその他これに類する発酵し たさとうきびの製品から得た蒸 留酒 (省 略)	L		2208.40	000 3	ーラム及びタフィア (省 略)	L	
23.02		ふすま、ぬかその他のかす(穀物又 は豆のふるい分け、製粉その他の処 理の際に生ずるものに限るものと し、ペレット状であるかないかを問 わない。)			23.02		ふすま、ぬかその他のかす(穀物又 は豆のふるい分け、製粉その他の処 理の際に生ずるものに限るものと し、ペレット状であるかないかを問 わない。)		
2302.10		(省 略)			2302.10		(省 略)		
2302.30		(削 除)			2302.20	000 3	ー米のもの		MT
2302.40		ーその他の穀物のもの			2302.30		(省 略)		
	100 6	ー米のもの	MT		2302.40	000 4	ーその他の穀物のもの		MT
	900 1	ーその他のもの	MT				(省 略)		
2302.50		(省 略)			2302.50		(省 略)		
23.06		その他の植物性の油かす(粉碎して あるかないか又はペレット状で あるかないかを問わないものとし、第 23.04項又は第23.05項のものを除 く。)			23.06		その他の植物性の油かす(粉碎して あるかないか又はペレット状で あるかないかを問わないものとし、第 23.04項又は第23.05項のものを除 く。)		
		(省 略)					(省 略)		
		(削 除)			2306.70	000 1	ーとうもろこしの胚芽油かす ^{はい}		KG
2306.90		(省 略)			2306.90		(省 略)		
25.06		石英(天然の砂を除く。)及びけい 岩(粗削りしてあるかないか又はの			25.06		石英(天然の砂を除く。)及びけい 岩(粗削りしてあるかないか又はの		

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
2506.10		こぎりでひくことその他の方法により長方形 (正方形を含む。) の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。)			2506.10		こぎりでひくことその他の方法により長方形 (正方形を含む。) の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。)		
<u>2506.20</u>	000	1		MT			(省 略)		
		一けい岩					一けい岩		MT
					<u>2506.21</u>	000	0	一粗のもの及び粗削りしたもの	MT
					<u>2506.29</u>	000	6	一その他のもの	MT
25.08		その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト (焼いてあるかないかを問わないものとし、第68.06項のエキスパンデッドクレーを除く。) 並びにムライト、シャモット及びダイナスアース			25.08		その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト (焼いてあるかないかを問わないものとし、第68.06項のエキスパンデッドクレーを除く。) 並びにムライト、シャモット及びダイナスアース		
		(省 略)					(省 略)		
		(削 除)			<u>2508.20</u>	000	4	一デカラライジングアース及びフ	MT
		(省 略)					一ラースアース		
							(省 略)		
25.13		コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料 (天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。)、パミスストーン及びエメリー			25.13		コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料 (天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。)、パミスストーン及びエメリー		
<u>2513.10</u>	100	6	KG		<u>2513.11</u>	000	3	一粗のもの及び不規則な形状のもの (破碎したもの (ビムスキー) を含む。)	KG
		一その他のもの	KG		<u>2513.19</u>	000	2	一その他のもの	KG
2513.20	900	1			2513.20			(省 略)	
		(省 略)							
25.16		花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石 (粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形 (正方形を含む。) の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。)			25.16		花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石 (粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形 (正方形を含む。) の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。)		
2516.11		一花こう岩			2516.11		一花こう岩		
2516.12		(省 略)			2516.12		(省 略)		
<u>2516.20</u>	000	2	MT				一砂岩		MT
					<u>2516.21</u>	000	1	一粗のもの及び粗削りしたもの	MT
					<u>2516.22</u>	000	0	一のこぎりでひくことその他の方法により長方形 (正方形を含む。) の塊状又は板状に単に切つたもの	MT
2516.90		(省 略)			2516.90		(省 略)		
<u>25.24</u>		石綿			<u>25.24</u>				

新 (2007年)					旧 (2006年)						
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位			
			I	II				I	II		
2524.10	000	3	ークロシドライト		MT	2524.00	000	6	石綿		MT
2524.90	000	0	ーその他のもの		MT						

第26類 鉱石、スラグ及び灰

注

- 1 (省 略)
- 2 (省 略)
- 3 第26.20項には、次の物品のみを含む。
(a) 工業において金属の抽出又は金属化合物の製造原料に使用する種類のスラグ、灰及び残留物（第26.21項の都市廃棄物の焼却によって生じた灰及び残留物を含まない。）
(b) 砒素を含有するスラグ、灰及び残留物で、砒素若しくは金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のもの（金属を含有するかしないかを問わない。）

号注

- 1 (省 略)
- 2 砒素、水銀、タリウム又はこれらの混合物を含有するスラグ、灰及び残留物で、砒素若しくはこれらの金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のものは、第2620.60号に属する。

第26類 鉱石、スラグ及び灰

注

- 1 (省 略)
- 2 (省 略)
- 3 第26.20項には、次の物品のみを含む。
(a) 工業において金属の抽出又は金属化合物の製造原料に使用する種類の灰及び残留物（第26.21項の都市廃棄物の焼却によって生じた灰及び残留物を含まない。）
(b) 砒素を含有する灰及び残留物で、砒素若しくは金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のもの（金属を含有するかしないかを問わない。）

号注

- 1 (省 略)
- 2 砒素、水銀、タリウム又はこれらの混合物を含有する灰及び残留物で、砒素若しくはこれらの金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のものは、第2620.60号に属する。

26.20			スラグ、灰及び残留物(砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。)			26.20			灰及び残留物(砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。)		
-------	--	--	---	--	--	-------	--	--	---	--	--

第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう

注
(省 略)

号注

- 1 及び 2 (省 略)
- 3 第2707.10号、第2707.20号、第2707.30号及び第2707.40号において「ベンゾール (ベンゼン)」、「トルオール (トルエン)」、「キシロール (キシレン) 」又は「ナフタレン」とは、それぞれ、ベンゼン、トルエン、キシレン又はナフタレンの含有量が全重量の50%を超える物品をいう。
- 4 (省 略)

第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう

注
(省 略)

号注

- 1 及び 2 (省 略)
- 3 第2707.10号、第2707.20号、第2707.30号、第2707.40号及び第2707.60号において「ベンゾール (ベンゼン)」、「トルオール (トルエン)」、「キシロール (キシレン)」、「ナフタレン」又は「フェノール」とは、それぞれ、ベンゼン、トルエン、キシレン、ナフタレン又はフェノールの含有量が全重量の50%を超える物品をいう。
- 4 (省 略)

27.07			高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重			27.07			高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重		
-------	--	--	--------------------------------	--	--	-------	--	--	--------------------------------	--	--

新 (2007年)				旧 (2006年)						
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		
			I	II				I	II	
		量が非芳香族成分の重量を超えるもの (省 略) (削 除) (省 略)			2707.60	000	0	量が非芳香族成分の重量を超えるもの (省 略) フェノール (省 略)		KG

第6部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品

注

- 1 (A) (省 略)
 (B) 第28.43項、第28.46項又は第28.52項に該当する物品は、(A)の物品を除くほか、当該各項に属するものとし、この部の他の項には属しない。
 2及び3 (省 略)

第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

注

- 1 (省 略)
 2 この類には、炭素化合物にあつては、亜ニチオン酸塩及びスルホキシル酸塩で、有機安定剤を加えたもの（第28.31項参照）、無機塩基の炭酸塩及びペルオキソ炭酸塩（第28.36項参照）、無機塩基のシアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩（第28.37項参照）、無機塩基の雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩（第28.42項参照）、第28.43項から第28.46項まで及び第28.52項の有機物並びに炭化物（第28.49項参照）のほか、次のもののみを含む。
 (a)～(d) (省 略)
 (e) 尿素により固形化した過酸化水素（第28.47項参照）並びにオキシ硫化炭素、ハロゲン化チオカルボニル、ジシアン、ハロゲン化ジシアン、シアナミド及びシアナミドの金属誘導体（第28.53項参照）（カルシウムシアナミド（純粋であるかないかを問わない。第31類参照）を除く。）
 3～8 (省 略)

第6部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品

注

- 1 (a) (省 略)
 (b) 第28.43項又は第28.46項に該当する物品は、(a)の物品を除くほか、当該各項に属するものとし、この部の他の項には属しない。
 2及び3 (省 略)

第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

注

- 1 (省 略)
 2 この類には、炭素化合物にあつては、亜ニチオン酸塩及びスルホキシル酸塩で、有機安定剤を加えたもの（第28.31項参照）、無機塩基の炭酸塩及びペルオキソ炭酸塩（第28.36項参照）、無機塩基のシアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩（第28.37項参照）、無機塩基の雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩（第28.38項参照）、第28.43項から第28.46項までの有機物並びに炭化物（第28.49項参照）のほか、次のもののみを含む。
 (a)～(d) (省 略)
 (e) 尿素により固形化した過酸化水素（第28.47項参照）並びにオキシ硫化炭素、ハロゲン化チオカルボニル、ジシアン、ハロゲン化ジシアン、シアナミド及びシアナミドの金属誘導体（第28.51項参照）（カルシウムシアナミド（純粋であるかないかを問わない。第31類参照）を除く。）
 3～8 (省 略)

28.11		その他の無機酸及び無機非金属酸化物 (省 略) (削 除) (省 略)			28.11			その他の無機酸及び無機非金属酸化物 (省 略) --二酸化硫黄 (省 略)		KG
28.24 2824.10		鉛の酸化物、鉛丹及びオレンジ鉛 (省 略) (削 除)			28.24 2824.10			鉛の酸化物、鉛丹及びオレンジ鉛 (省 略)		KG
2824.90		(省 略)			2824.20 2824.90	000	2	一鉛丹及びオレンジ鉛 (省 略)		
28.26		ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フ			28.26			ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フ		

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
2826.12		ルオロアルミン酸塩その他のふつ 素錯塩 ーふつ化物 (削 除)			2826.11		ルオロアルミン酸塩その他のふつ 素錯塩 ーふつ化物 ーアンモニウム又はナトリウム のもの		
		(省 略)			2826.12	100	ーアンモニウムのもの		KG
2826.19		ーその他のもの			2826.19	200	ーナトリウムのもの		KG
	100	ーアンモニウムのもの		KG		000	(省 略)		
	900	ーその他のもの		KG		000	ーその他のもの		KG
		(削 除)			2826.20	000	ーナトリウム又はカリウムのフル オロけい酸塩		KG
2826.30		(省 略)			2826.30		(省 略)		
2826.90		(省 略)			2826.90		(省 略)		
28.27		塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、 臭化物、臭化酸化物、よう化物及び よう化酸化物 (省 略)			28.27		塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、 臭化物、臭化酸化物、よう化物及び よう化酸化物 (省 略)		
		(削 除)			2827.33	000	ー鉄のもの		KG
		(削 除)			2827.34	000	ーコバルトのもの		KG
2827.35		(省 略)			2827.35		(省 略)		
		(削 除)			2827.36	000	ー亜鉛のもの		KG
		(省 略)					(省 略)		
28.30		硫化物及び多硫化物(多硫化物につ いては、化学的に単一であるかない かを問わない。)			28.30		硫化物及び多硫化物(多硫化物につ いては、化学的に単一であるかない かを問わない。)		
2830.10		(省 略)			2830.10		(省 略)		
		(削 除)			2830.20	000	ー硫化亜鉛		KG
		(削 除)			2830.30	000	ー硫化カドミウム		KG
2830.90		(省 略)			2830.90		(省 略)		
28.33		硫酸塩、みょうばん及びペルオキシ 硫酸塩 (過硫酸塩) (省 略)			28.33		硫酸塩、みょうばん及びペルオキシ 硫酸塩 (過硫酸塩) (省 略)		
		(削 除)			2833.23	000	ークロムのもの		KG
2833.24		(省 略)			2833.24		(省 略)		
2833.25		(省 略)			2833.25		(省 略)		
		(削 除)			2833.26	000	ー亜鉛のもの		KG
		(省 略)					(省 略)		
28.35		ホスフィン酸塩 (次亜りん酸塩) 、 ホスホン酸塩 (亜りん酸塩) 、りん 酸塩及びポリりん酸塩 (ポリりん酸 塩については、化学的に単一である かないかを問わない。)			28.35		ホスフィン酸塩 (次亜りん酸塩) 、 ホスホン酸塩 (亜りん酸塩) 、りん 酸塩及びポリりん酸塩 (ポリりん酸 塩については、化学的に単一である かないかを問わない。)		
		(省 略)					(省 略)		
		(削 除)			2835.23	000	ー三ナトリウムのもの		KG
		(省 略)					(省 略)		

新 (2007年)					旧 (2006年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
28.36		炭酸塩、ペルオキシ炭酸塩 (過炭酸塩) 及び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの (削 除)			28.36		炭酸塩、ペルオキシ炭酸塩 (過炭酸塩) 及び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの		
		(省 略)			2836.10	000	一商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品その他アンモニアの炭酸塩		KG
		(削 除)			2836.70	000	一鉛の炭酸塩		KG
		(省 略)			28.38		(省 略)		
		(削 除)			2838.00	000	雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩		KG
28.39		けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品 (省 略)			28.39		けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品 (省 略)		
		(削 除)			2839.20	000	一カリウムのもの		KG
2839.90		(省 略)			2839.90		(省 略)		
28.41		オキシ金属酸塩及びペルオキシ金属酸塩 (削 除)			28.41		オキシ金属酸塩及びペルオキシ金属酸塩		
		(削 除)			2841.10	000	一アルミン酸塩		KG
		(省 略)			2841.20	000	一クロム酸塩 (亜鉛又は鉛のものに限る。)		KG
		(削 除)			28.51		(省 略)		
					2851.00	000	その他の無機化合物 (蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。)、液体空気 (希ガスを除いてあるかないかを問わない。)、圧搾空気及びアマルガム (貴金属のアマルガムを除く。)		KG
28.52							(新 規)		
2852.00	000	1							
28.53							(新 規)		
2853.00	000	6							

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
第29類 有機化学品 注 1～4 (省 略) 5(A) (省 略) (B) (省 略) (C) 次の塩は、この部の注1及び第28類の注2のいずれの物品も除くほか、それぞれ次に定めるところによりその所属を決定する。 (1)及び(2) (省 略) (3) <u>配位化合物は、第11節又は第29.41項に属するものを除き、金属と炭素の間の結合を除くすべての金属の結合の開裂により生じる断片が属する項のうち、第29類の数字上の配列において最後となる項に属する。</u> (D) (省 略) (E) (省 略) 6 第29.30項又は第29.31項の化合物は、その分子中において水素、酸素又は窒素の原子のほか硫黄、砒素、鉛その他の非金属又は金属の原子が炭素原子と直接に結合している有機化合物に限る。 第29.30項(有機硫黄化合物)及び第29.31項(その他のオルガノインオルガニック化合物)には、炭素原子と直接に結合している原子が、水素、酸素又は窒素であり、かつ、スルホン化誘導体又はハロゲン化誘導体(これらの複合誘導体を含む。)の特性を与える硫黄又はハロゲンのみであるものを含まない。 7及び8 (省 略) 号注 1 (省 略) 2 <u>第29類の注3の規定は、この類の号には適用しない。</u>				第29類 有機化学品 注 1～4 (省 略) 5(a) (省 略) (b) (省 略) (c) 次の塩は、この部の注1及び第28類の注2のいずれの物品も除くほか、それぞれ次に定めるところによりその所属を決定する。 (1)及び(2) (省 略) (新 規) (d) (省 略) (e) (省 略) 6 第29.30項又は第29.31項の化合物は、その分子中において水素、酸素又は窒素の原子のほか硫黄、砒素、水銀、鉛その他の非金属又は金属の原子が炭素原子と直接に結合している有機化合物に限る。 第29.30項(有機硫黄化合物)及び第29.31項(その他のオルガノインオルガニック化合物)には、炭素原子と直接に結合している原子が、水素、酸素又は窒素であり、かつ、スルホン化誘導体又はハロゲン化誘導体(これらの複合誘導体を含む。)の特性を与える硫黄又はハロゲンのみであるものを含まない。 7及び8 (省 略) 号注 1 (省 略) (新 規)					
29.03		炭化水素のハロゲン化誘導体 (省 略)			29.03		炭化水素のハロゲン化誘導体 (省 略)		
2903.15	000 3	--- <u>二塩化エチレン (I S O)</u> (1・2-ジクロロエタン)		KG	2903.15	000 3	--- <u>1・2-ジクロロエタン(二塩化エチレン)</u>		KG
2903.19		(省 略)			2903.19		(省 略)		
2903.29		--- <u>非環式炭化水素のふつ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化誘導体</u>			2903.29		--- <u>非環式炭化水素のふつ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化誘導体</u>		
2903.31	000 1	--- <u>二臭化エチレン (I S O)</u> (1・2-ジブロモエタン)		KG	2903.30				
2903.39	100 2	--- <u>その他のもの</u> ---- <u>臭化メチル</u> ---- <u>ふつ素化誘導体</u>		KG	100 4	4	---- <u>臭化メチル</u> ---- <u>ふつ素化誘導体</u>		KG
	210 0	---- <u>ペルフルオロメタン</u>		KG	210 2	2	---- <u>ペルフルオロメタン</u>		KG
	220 3	---- <u>ペルフルオロエタン</u>		KG	220 5	5	---- <u>ペルフルオロエタン</u>		KG
	230 6	---- <u>ジフルオロメタン(HF C</u> <u>-32)</u>		KG	230 1	1	---- <u>ジフルオロメタン(HF C-</u> <u>32)</u>		KG

新 (2007年)				旧 (2006年)						
統計品目番号	NACS用	品名	単位		統計品目番号	NACS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
2903.41 2903.49	240	2	-----ペンタフルオロエタン(HFC-125)	KG	240	4	-----ペンタフルオロエタン(HFC-125)	KG		
	250	5	-----1・1・1・2-テトラフルオロエタン (HFC-134a)	KG	250	0	-----1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン (HFC-134a)	KG		
	260	1	-----1・1・1-トリフルオロエタン (HFC-143a)	KG	260	3	-----1, 1, 1-トリフルオロエタン (HFC-143a)	KG		
	270	4	-----1・1-ジフルオロエタン (HFC-152a)	KG	270	6	-----1, 1-ジフルオロエタン (HFC-152a)	KG		
	290	3	-----その他のもの	KG	290	5	-----その他のもの	KG		
	900	4	-----その他のもの -非環式炭化水素のハロゲン化誘導体 (二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。)	KG	990	5	-----その他のもの -非環式炭化水素のハロゲン化誘導体 (二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。)	KG		
			(省 略)				(省 略)			
			一飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体				一飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体			
	2903.51	000	2	---1・2・3・4・5・6-ヘキサクロシクロヘキサン (HCH (ISO)) (リンデン (ISO、INN) を含む。)	KG	2903.51	000	2	---1・2・3・4・5・6-ヘキサクロシクロヘキサン	KG
	2903.52	000	1	---アルドリン (ISO)、クロルデン (ISO) 及びヘプタクロル (ISO) (省 略)	KG			(新 規)		
2903.62	000	5	---ヘキサクロロベンゼン (ISO) 及びDDT (ISO) (クロロフェノタン (INN)、1・1・1-トリクロロ-2・2-ビス (パラ-クロロフェニル) エタン) (省 略)	KG	2903.62	000	5	---ヘキサクロロベンゼン及びDDT (1・1・1-トリクロロ-2・2-ビス (パラ-クロロフェニル) エタン) (省 略)	KG	
2903.69			(省 略)		2903.69		(省 略)			
29.05			非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省 略) (削 除) (省 略)		29.05		非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省 略)			
			(省 略)		2905.15	000	6	---ペンタノール(アミルアルコール) 及びその異性体 (省 略)	KG	
29.06			環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省 略) (削 除)		29.06		環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省 略)			
			(省 略)		2906.14	000	5	---テルピネオール	KG	

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目番号	N A C C S 用	品名	単位		統計品目番号	N A C C S 用	品名	単位	
			I	II				I	II
29.07		(省 略) フェノール及びフェノールアルコ ール (省 略) (削 除) (省 略)			29.07		(省 略) フェノール及びフェノールアルコ ール (省 略)		
					2907.14	000	3	---キシレノール及びその塩 (省 略)	KG
29.08		フェノール又はフェノールアルコ ールのハロゲン化誘導体、スルホン 化誘導体、ニトロ化誘導体及びニト ロソ化誘導体 ---ハロゲン置換基のみを有する誘 導体及びその塩			29.08			フェノール又はフェノールアルコ ールのハロゲン化誘導体、スルホン 化誘導体、ニトロ化誘導体及びニト ロソ化誘導体 ---ハロゲン置換基のみを有する誘 導体及びその塩	KG
2908.11	000	4	KG	2908.20	000	2	---スルホン基のみを有する誘導体 並びにその塩及びエステル	KG	
2908.19	000	3	KG	2908.90	000	2	---その他のもの	KG	
2908.91	000	1	KG						
2908.99	000	0	KG						
29.09		エーテル、エーテルアルコール、エ ーテルフェノール、エーテルアルコ ールフェノール、アルコールペルオ キシド、エーテルペルオキシド及び ケトンペルオキシド(化学的に単一 であるかないかを問わない。)並び にこれらのハロゲン化誘導体、スル ホン化誘導体、ニトロ化誘導体及び ニトロソ化誘導体 (省 略) (削 除) (省 略)			29.09			エーテル、エーテルアルコール、エ ーテルフェノール、エーテルアルコ ールフェノール、アルコールペルオ キシド、エーテルペルオキシド及び ケトンペルオキシド(化学的に単一 であるかないかを問わない。)並び にこれらのハロゲン化誘導体、スル ホン化誘導体、ニトロ化誘導体及び ニトロソ化誘導体 (省 略)	
					2909.42	000	6	---エチレングリコール又はジエ チレングリコールのモノメチ ルエーテル (省 略)	KG
29.10		三員環のエポキシド、エポキシアル コール、エポキシフェノール及びエ ポキシエーテル並びにこれらのハ ロゲン化誘導体、スルホン化誘導 体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化 誘導体 (省 略)			29.10			三員環のエポキシド、エポキシアル コール、エポキシフェノール及びエ ポキシエーテル並びにこれらのハ ロゲン化誘導体、スルホン化誘導 体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化 誘導体 (省 略)	
2910.10					2910.10			(省 略)	
2910.30					2910.30			(新 規)	
2910.40	000	6	KG	2910.90				(省 略)	
29.12		アルデヒド(他の酸素官能基を有す るか有しないかを問わない。)、ア ルデヒドの環式重合体及びパラホ			29.12			アルデヒド(他の酸素官能基を有す るか有しないかを問わない。)、ア ルデヒドの環式重合体及びパラホ	

新 (2007年)				旧 (2006年)						
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		
			I	II				I	II	
		ルムアルデヒド (省 略) (削 除)			2912.13	000	1	ルムアルデヒド (省 略) ---ブタナール(ブチルアルデヒド 又はノルマルブチルアルデ ヒド)		KG
29.15		飽和非環式モノカルボン酸並びに その酸無水物、酸ハロゲン化物、酸 過酸化物及び過酸並びにこれらの ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導 体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化 誘導体 ---ギ酸並びにその塩及びエステル			29.15			飽和非環式モノカルボン酸並びに その酸無水物、酸ハロゲン化物、酸 過酸化物及び過酸並びにこれらの ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導 体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化 誘導体 ---ギ酸並びにその塩及びエステル		
2915.11)		(省 略)			2915.11)			(省 略)		
2915.13		---酢酸及びその塩並びに無水酢酸			2915.13			---酢酸及びその塩並びに無水酢酸		
2915.21		(省 略) (削 除)			2915.21			(省 略)		
		(削 除)			2915.22	000	0	---酢酸ナトリウム		KG
2915.24		(省 略)			2915.23	000	6	---酢酸コバルト		KG
2915.29		(省 略)			2915.24			(省 略)		
		---酢酸のエステル			2915.29			(省 略)		
2915.31)		(省 略)			2915.31)			(省 略)		
2915.33					2915.33					
2915.36	000	0	---	KG	2915.34	000	2	---酢酸イソブチル		KG
					2915.35	000	1	---酢酸-2-エトキシエチル		KG
2915.39		(省 略)			2915.39			(省 略)		
29.16		不飽和非環式モノカルボン酸及び 環式モノカルボン酸並びにこれら の酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過 酸化物及び過酸並びにこれらのハ ロゲン化誘導体、スルホン化誘導 体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化 誘導体 (省 略) (省 略)			29.16			不飽和非環式モノカルボン酸及び 環式モノカルボン酸並びにこれら の酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過 酸化物及び過酸並びにこれらのハ ロゲン化誘導体、スルホン化誘導 体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化 誘導体 (省 略) (省 略)		
2916.35		(省 略)			2916.35			(省 略)		
2916.36	000	5	---	KG	2916.36			(新 規)		
2916.39		(省 略)			2916.39			(省 略)		
29.17		ポリカルボン酸並びにその酸無水 物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及 び過酸並びにこれらのハロゲン化 誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ 化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省 略) (削 除) (省 略)			29.17			ポリカルボン酸並びにその酸無水 物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及 び過酸並びにこれらのハロゲン化 誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ 化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省 略)		
					2917.31	000	1	---オルトフタル酸ジブチル		KG
								(省 略)		

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目番号	N A C C S 用	品名	単位		統計品目番号	N A C C S 用	品名	単位	
			I	II				I	II
29.18		カルボン酸(他の酸素官能基を有するものに限る。)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			29.18		カルボン酸(他の酸素官能基を有するものに限る。)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
29.18.11		(省 略)			29.18.11		(省 略)		
29.18.16					29.18.16		(新 規)		
2918.18	000 5	ークロロベンジレート (I S O)		K G	2918.19		(省 略)		
2918.19		ーフェノール官能のカルボン酸(他の酸素官能基を有するものを除く。)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体			2918.21		ーフェノール官能のカルボン酸(他の酸素官能基を有するものを除く。)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		
2918.21		(省 略)			2918.21		(省 略)		
2918.30		ーその他のもの			2918.30		ーその他のもの		
2918.91	000 2	ー2・4・5-T (I S O) (2 ・ 4 ・ 5 ートリクロロフェノキシ酢酸) 並びにその塩及びエステル		K G	2918.90	000 3	ーその他のもの		K G
2918.99	000 1	ーその他のもの		K G					
29.19		りん酸エステル及びその塩(ラクトホスフェートを含む。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			29.19		りん酸エステル及びその塩(ラクトホスフェートを含む。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
2919.10	000 4	ートリス (2 ・ 3 ージブロモプロピル) ホスフェート		K G	2919.00	000 0			K G
2919.90	000 1	ーその他のもの		K G					
29.20		非金属のその他の無機酸のエステル(ハロゲン化水素酸エステルを除く。)及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			29.20		非金属のその他の無機酸のエステル(ハロゲン化水素酸エステルを除く。)及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
		ーチオりん酸エステル(ホスホロチオエート) 及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体			2920.10	000 2	ーチオりん酸エステル(ホスホロチオエート) 及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体		K G

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
2920.11	000 1	及びニトロソ化誘導体 ーパラチオン (I S O) 及びパラ チオンメチル (I S O) (メ チルパラチオン)		K G			及びニトロソ化誘導体		
2920.19	000 0	ーその他のもの		K G			(省 略)		
2920.90		(省 略)			2920.90		(省 略)		
29.21		アミン官能化合物 (省 略) (削 除) (省 略)			29.21		アミン官能化合物 (省 略)		
					2921.12	000 5	ージエチルアミン及びその塩 (省 略)		K G
29.22		酸素官能のアミノ化合物 (省 略) (削 除)			29.22		酸素官能のアミノ化合物 (省 略)		
					2922.22	000 0	ーアニシジン、ジアニシジン及び フェネチジン並びにこれらの 塩 (省 略)		K G
29.24		カルボキシアミド官能化合物及び 炭酸のアミド官能化合物 ー非環式アミド(非環式カルバマー トを含む。)及びその誘導体並 びにこれらの塩 (省 略)			29.24		カルボキシアミド官能化合物及び 炭酸のアミド官能化合物 ー非環式アミド(非環式カルバマー トを含む。)及びその誘導体並 びにこれらの塩 (省 略) (新 規)		
2924.11					2924.11				
2924.12	000 6	ーフルオロアセトアミド (I S O)、モノクロトホス (I S O) 及びホスファミドン (I S O) (省 略)		K G			(省 略)		
29.25		カルボキシイミド官能化合物(サッ カリン及びその塩を含む。)及びイ ミン官能化合物			29.25		カルボキシイミド官能化合物(サッ カリン及びその塩を含む。)及びイ ミン官能化合物		
2925.11		(省 略)			2925.11		(省 略)		
2925.19					2925.19				
					2925.20	000 3	ーイミン及びその誘導体並びにこ れらの塩		K G
2925.21	000 2	ークロルジメホルム (I S O)		K G					
2925.29	000 1	ーその他のもの		K G					
29.30		有機硫黄化合物 (削 除)			29.30		有機硫黄化合物		
					2930.10	000 3	ージチオカルボナート(キサントゲ ン酸塩)		K G
2930.20		(省 略)			2930.20		(省 略)		
2930.40					2930.40		(新 規)		
2930.50	000 5	ーカプタホール (I S O) 及びメタ ミドホス (I S O)		K G			(省 略)		
2930.90		(省 略)			2930.90		(省 略)		

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目番号	NACS用	品名	単位		統計品目番号	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
29.36		プロビタミン及びビタミン(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの(天然のものを濃縮したものを含む。)に限る。)並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物(この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。) (削除) (省略)			29.36		プロビタミン及びビタミン(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの(天然のものを濃縮したものを含む。)に限る。)並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物(この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。) ープロビタミン(混合していないものに限る。) (省略)		
					2936.10	000	5		KG
29.39		植物アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 ーあへんアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩 (省略) (省略)			29.39		植物アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 ーあへんアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩 (省略) (省略)		
2939.11		(省略)			2939.11		(省略)		
2939.19		(省略)			2939.19		(省略)		
2939.20	000	3	ーキナアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩 (省略)	KG	2939.21	000	2	ーキナアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	KG
					2939.29	000	1	ーその他のもの (省略)	KG

第30類 医療用品

注

1～3 (省略)

4 第30.06項には、次の物品のみを含む。当該物品は、第30.06項に属するものとし、この表の他の項には属しない。

(a) 外科用のカットガットその他これに類する縫合材(外科用又は歯科用の吸収性糸を含むものとし、殺菌したものに限り。)及び切開創縫合用の接着剤(殺菌したものに限り。)

(b) (省略)

(c) 外科用又は歯科用の吸収性止血材(殺菌したものに限り。)並びに外科用又は歯科用の癒着防止材(殺菌したものに限り)ものとし、吸収性であるかないかを問わない。)

(d)～(k) (省略)

(l) 瘻造設術用と認められるもの(例えば、結腸造瘻用、回腸造瘻用又は人工尿路開設術用の特定の形状に裁断したパウチ並びにこれらの接着性のウエハー及び面版)

第30類 医療用品

注

1～3 (省略)

4 第30.06項には、次の物品のみを含む。当該物品は、第30.06項に属するものとし、この表の他の項には属しない。

(a) 外科用のカットガットその他これに類する縫合材及び切開創縫合用の接着剤(殺菌したものに限り。)

(b) (省略)

(c) 外科用又は歯科用の吸収性止血材(殺菌したものに限り。)

(d)～(k) (省略)

(新規)

30.01			臓器療法用の腺 ^{せん} その他の器官(乾		30.01			臓器療法用の腺 ^{せん} その他の器官(乾	
-------	--	--	--------------------------------	--	-------	--	--	--------------------------------	--

新 (2007年)				旧 (2006年)						
統計品目番号	NACS用	品名	単位		統計品目番号	NACS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
		燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。)及び ^{せん} 腺その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びにヘパリン及びその塩並びに治療用又は予防用に調製したその他の人又は動物の物質(他の項に該当するものを除く。)					燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。)及び ^{せん} 腺その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びにヘパリン及びその塩並びに治療用又は予防用に調製したその他の人又は動物の物質(他の項に該当するものを除く。)			
		(削 除)			3001.10	000	1	腺その他の器官(乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。)		KG
		(省 略)						(省 略)		
30.04		医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの(経皮投与剤の形状にしたものを含む。)又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。)			30.04			医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの(経皮投与剤の形状にしたものを含む。)又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。)		
		(省 略)						(省 略)		
3004.32	000	1		KG (I.I.)	3004.32	000	1	ーコルチコステロイドホルモン並びにその誘導体及び構造類似物を含有するもの		KG (I.I.)
								(省 略)		
30.06		この類の注4の医療用品			30.06			この類の注4の医療用品		
3006.10	000	5		KG (I.I.)	3006.10	000	5	ー外科用のカットガットその他これに類する縫合材(外科用又は歯科用の吸収性糸を含む。)、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓、外科用又は歯科用の吸収性止血材及び外科用又は歯科用の癒着防止材(吸収性があるかないかを問わない。)(殺菌したものに限る。)		KG (I.I.)
								(省 略)		
3006.20					3006.20			(省 略)		
3006.70					3006.70					
		ーその他のもの			3006.80	000	5	ー薬剤廃棄物(当初に意図した使用に適用しない薬剤。例えば、使用期限を過ぎたもの)		KG (I.I.)
3006.91	000	1		KG (I.I.)						
3006.92	000	0		KG (I.I.)						

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
第31類 肥料				第31類 肥料					
注				注					
1 この類には、次の物品を含まない。				1 この類には、次の物品を含まない。					
(a) (省 略)				(a) (省 略)					
(b) 化学的に単一の化合物 (2 (a)、3 (a)、4 (a)又は5のものを除く。)				(b) 化学的に単一の化合物 (2 (A)、3 (A)、4 (A)又は5のものを除く。)					
(c) (省 略)				(c) (省 略)					
2 第31.02項には、次の物品 (第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。)のみを含む。				2 第31.02項には、次の物品 (第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。)のみを含む。					
(a) (省 略)				(A) (省 略)					
(b) (a)の物品のうち二以上を相互に混合した肥料				(B) (A)の物品のうち二以上を相互に混合した肥料					
(c) 塩化アンモニウム又は(a)若しくは(b)の物品と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料				(C) 塩化アンモニウム又は(A)若しくは(B)の物品と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料					
(d) (a)の(ii)若しくは(viii)の物品又はこれらの混合物を水溶液にし又はアンモニア溶液にした液状肥料				(D) (A)の(ii)若しくは(viii)の物品又はこれらの混合物を水溶液にし又はアンモニア溶液にした液状肥料					
3 第31.03項には、次の物品 (第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。)のみを含む。				3 第31.03項には、次の物品 (第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。)のみを含む。					
(a) (省 略)				(A) (省 略)					
(b) (a)の物品 (ふつ素の含有量のいかんを問わない。)のうち二以上を相互に混合した肥料				(B) (A)の物品 (ふつ素の含有量のいかんを問わない。)のうち二以上を相互に混合した肥料					
(c) (a)又は(b)の物品 (ふつ素の含有量のいかんを問わない。)				(C) (A)又は(B)の物品 (ふつ素の含有量のいかんを問わない。)					
と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料				と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料					
4 第31.04項には、次の物品 (第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。)のみを含む。				4 第31.04項には、次の物品 (第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。)のみを含む。					
(a) (省 略)				(A) (省 略)					
(b) (a)の物品のうち二以上を相互に混合した肥料				(B) (A)の物品のうち二以上を相互に混合した肥料					
5及び6 (省 略)				5及び6 (省 略)					
31.02		窒素肥料(鉱物性肥料及び化学肥料に限る。)			31.02		窒素肥料(鉱物性肥料及び化学肥料に限る。)		
		(省 略)					(省 略)		
		(削 除)			3102.70	000	5	一カルシウムシアナミド	MT
3102.80		(省 略)			3102.80			(省 略)	
3102.90		(省 略)			3102.90			(省 略)	
31.03		りん酸肥料(鉱物性肥料及び化学肥料に限る。)			31.03			りん酸肥料(鉱物性肥料及び化学肥料に限る。)	
		(省 略)						(省 略)	
		(削 除)			3103.10			(省 略)	
		(省 略)			3103.20	000	4	一塩基性スラグ	MT
3103.90		(省 略)			3103.90			(省 略)	
31.04		カリ肥料(鉱物性肥料及び化学肥料に限る。)			31.04			カリ肥料(鉱物性肥料及び化学肥料に限る。)	
		(削 除)						(省 略)	
		(省 略)			3104.10	000	5	一カーナリット、シルバイトその他の天然カリウム塩類(粗のものに限る。)	MT
		(省 略)						(省 略)	

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
32.06		その他の着色料、この類の注3の調製品(第32.03項から第32.05項までのものを除く。)及びルミノホアとして使用する種類の無機物(化学的に単一であるかないかを問わない。)			32.06		その他の着色料、この類の注3の調製品(第32.03項から第32.05項までのものを除く。)及びルミノホアとして使用する種類の無機物(化学的に単一であるかないかを問わない。)		
		(省 略)					(省 略)		
		(削 除)			3206.30	000	5	一カドミウム化合物をもととした 顔料及び調製品	KG
		(省 略)						(省 略)	
		(削 除)			3206.43	000	6	一ヘキサシアノ鉄酸塩(フェロシ アン酸塩及びフェリシアン酸 塩)をもととした顔料及び調 製品	KG
		(省 略)						(省 略)	
33.01		精油(コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。)、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート(冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。)、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキユアスディスチレート及びアキユアスソリューション			33.01			精油(コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。)、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート(冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。)、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキユアスディスチレート及びアキユアスソリューション	
		一精油(かんきつ類の果実のものに限る。)						一精油(かんきつ類の果実のものに限る。)	
		(削 除)			3301.11	000	2	一バルガモットのもの	KG
3301.12		(省 略)			3301.12			(省 略)	
3301.13		(省 略)			3301.13			(省 略)	
		(削 除)			3301.14	000	6	一ライムのもの	KG
3301.19		(省 略)			3301.19			(省 略)	
		一精油(かんきつ類の果実のものを除く。)						一精油(かんきつ類の果実のものを除く。)	
		(削 除)			3301.21	000	6	一ゼラニウムのもの	KG
		(削 除)			3301.22	000	5	一ジャスミンのもの	KG
		(削 除)			3301.23	000	4	一ラベンダー又はラバンジン	KG
3301.24		(省 略)			3301.24			(省 略)	
3301.25		(省 略)			3301.25			(省 略)	
		(削 除)			3301.26	000	1	一ベチベルのもの	KG
		(省 略)						(省 略)	

新 (2007年)					旧 (2006年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
第34類		せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品			第34類		せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品		
注					注				
1～4		(省 略)			1～4		(省 略)		
5		第34.04項において「人造ろう及び調製ろう」とは、次の物品をいう。			5		第34.04項において「人造ろう及び調製ろう」とは、次の物品をいう。		
		(a) (省 略)					(A) (省 略)		
		(b) (省 略)					(B) (省 略)		
		(c) (省 略)					(C) (省 略)		
34.04		人造ろう及び調製ろう (削 除) (省 略)			34.04		人造ろう及び調製ろう ー化学的に変性させたモンタンろ うのもの (省 略)		KG
37.02		感光性のロール状写真用フィルム (露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。)及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム(露光してないものに限る。)			37.02		感光性のロール状写真用フィルム (露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。)及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム(露光してないものに限る。)		
3702.10		(省 略) (削 除) (省 略)			3702.10		(省 略)		
					3702.20	000	3	ーインスタントプリントフィルム (省 略)	SM
37.05		写真用のプレート及びフィルム(露光し、かつ、現像したものに限るものとし、映画用フィルムを除く。)			37.05		写真用のプレート及びフィルム(露光し、かつ、現像したものに限るものとし、映画用フィルムを除く。)		
3705.10		(省 略) (削 除)			3705.10		(省 略)		
3705.90		(省 略)			3705.20	000	4	ーマイクロフィルム (省 略)	SM KG
					3705.90				

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
第38類 各種の化学工業生産品				第38類 各種の化学工業生産品					
注				注					
1 この類には、次の物品を含まない。				1 この類には、次の物品を含まない。					
(a) (省 略)				(a) (省 略)					
(b) (省 略)				(b) (省 略)					
(c) 金属、砒素又はこれらの混合物を含有するスラグ、灰及び残留物 (汚泥を含み、第26類注3(a)又は(b)の条件を満たすものに限るものとし、下水汚泥を除く。第26.20項参照)				(c) 金属、砒素又はこれらの混合物を含有する灰及び残留物 (汚泥を含み、第26類注3(a)又は(b)の条件を満たすものに限るものとし、下水汚泥を除く。第26.20項参照)					
(d)及び(e) (省 略)				(d)及び(e) (省 略)					
2～6 (省 略)				2～6 (省 略)					
号注				号注					
1 第3808.50号には、次の物品を含有する第38.08項の物品のみを含む。				(新 規)					
アルドリル (ISO)、ビナパクリル (ISO)、カンフェクロル (ISO) (トキサフェン)、カプタホール (ISO)、クロルデン (ISO)、クロルジメホルム (ISO)、クロロベンジレート (ISO)、DDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、1・1・1-トリクロロ-2・2-ビス (パラクロロフェニル) エタン)、ディルドリン (ISO、INN)、ジノセブ (ISO) 並びにその塩及びエステル、二臭化エチレン (ISO) (1・2-ジブプロモエタン)、二塩化エチレン (ISO) (1・2-ジクロロエタン)、フルオロアセトアミド (ISO)、ヘプタクロル (ISO)、ヘキサクロロベンゼン (ISO)、1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (ISO)) (リンデン (ISO、INN) を含む。)、水銀化合物、メタミドホス (ISO)、モノクロトホス (ISO)、オキシラン (エチレンオキシド)、パラチオン (ISO)、パラチオンメチル (ISO) (メチルパラチオン)、ペンタクロロフェノール (ISO)、ホスファミドン (ISO) 並びに2・4・5-T (ISO) (2・4・5-トリクロロフェノキシ酢酸) 並びにその塩及びエステル									
2 (省 略)				1 (省 略)					
38.05		ガムテレピン油、ウッドテレピン油、硫酸テレピン油その他のテルペン油(蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。)、ジペンテン(粗のものに限る。)、亜硫酸テレピン油その他のパラシメン(粗のものに限る。)及びパイン油(アルファーテルピネオールを主成分とするものに限る。)			38.05		ガムテレピン油、ウッドテレピン油、硫酸テレピン油その他のテルペン油(蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。)、ジペンテン(粗のものに限る。)、亜硫酸テレピン油その他のパラシメン(粗のものに限る。)及びパイン油(アルファーテルピネオールを主成分とするものに限る。)		
3805.10		(省 略)			3805.10		(省 略)		
3805.90		(削 除)			3805.20	000 0	ーパイン油		KG
		(省 略)			3805.90		(省 略)		
38.08		殺虫剤、殺鼠 ^そ 剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒			38.08		殺虫剤、殺鼠 ^そ 剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒		

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目番号	N A C C S 用	品名	単位		統計品目番号	N A C C S 用	品名	単位	
			I	II				I	II
3808.50	000 6	剤その他これらに類する物品(小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの(例えば、硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく並びにはえ取り紙)に限る。)		K G			剤その他これらに類する物品(小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの(例えば、硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく並びにはえ取り紙)に限る。)		
3808.91	100 2	ーこの類の号注1の物品		K G	3808.10	100 6	ー殺虫剤		K G
	200 4	ーその他のもの		K G		200 1	ー有機りん系のもの		K G
	900 4	ー有機塩素系のもの		K G		900 1	ー有機塩素系のもの		K G
3808.92	000 6	ーその他のもの		K G	3808.20	000 1	ーその他のもの		K G
3808.93		ー殺菌剤		K G	3808.30		ー殺菌剤		K G
		ー除草剤、発芽抑制剤及び植物生長調整剤		K G			ー除草剤、発芽抑制剤及び植物生長調整剤		K G
	100 0	ー除草剤		K G	100 0	0	ー除草剤		K G
	900 2	ーその他のもの		K G	900 2	2	ーその他のもの		K G
3808.94	000 4	ー消毒剤		K G	3808.40	000 2	ー消毒剤		K G
3808.99	000 6	ーその他のもの		K G	3808.90	000 1	ーその他のもの		K G
38.21				K G	38.21				K G
3821.00	000 2	微生物(ウイルス及びこれに類するものを含む。)用又は植物、人若しくは動物の細胞用の調製培養剤(保存用のものを含む。)		K G	3821.00	000 2	微生物用の調製培養剤		K G
38.24				K G	38.24				K G
		鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業(類似の工業を含む。)において生産される化学品及び調製品(天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。)		K G			鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業(類似の工業を含む。)において生産される化学品及び調製品(天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。)		K G
3824.10	000 0	ー鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤		K G	3824.10	000 0	ー鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤		K G
				K G	3824.20	000 4	ーナフテン酸並びにその塩(水溶性のものを除く。)及びエステル		K G
3824.30	000 1	ー金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金属粘結剤との混合物(凝結させてないものに限る。)		K G	3824.30	000 1	ー金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金属粘結剤との混合物(凝結させてないものに限る。)		K G
3824.40	000 5	ーセメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製添加剤		K G	3824.40	000 5	ーセメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製添加剤		K G
3824.50	000 2	ー非耐火性のモルタル及びコンクリート		K G	3824.50	000 2	ー非耐火性のモルタル及びコンクリート		K G
3824.60	000 6	ーソルビトール(第2905.44号のものを除く。)		K G	3824.60	000 6	ーソルビトール(第2905.44号のものを除く。)		K G
		ーメタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物		K G			ー非環式炭化水素のペルハロゲン化誘導体(二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。)を含有する混合物		K G
3824.71	000 2	ークロロフルオロカーボン(C F C)を含有するもの(ハイドロクロロフルオロカーボン		K G	3824.71	000 2	ー非環式炭化水素のペルハロゲン化誘導体(ふつ素原子及び塩素原子のみを有するものに		K G

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
		(HCFC)、ペルフルオロ カーボン (PFC) 又はハイ ドロフルオロカーボン (HF C) を含有するかしないかを 問わない。)					限る。) を含有するもの		
3824.72	000	1		KG					
		---プロモクロロジフルオロメタ ン、プロモトリフルオロメタ ン又はジプロモテトラフルオ ロエタンを含有するもの							
3824.73	000	0		KG					
		---ハイドロプロモフルオロカー ボン (HBF C) を含有する もの							
3824.74	000	6		KG					
		---ハイドロクロロフルオロカー ボン (HCFC) を含有する もの (クロロフルオロカーボ ン (CFC) を含有しないも のに限るものとし、ペルフル オロカーボン (PFC) 又は ハイドロフルオロカーボン (HFC) を含有するかしな いかを問わない。)							
3824.75	000	5		KG					
		---四塩化炭素を含有するもの							
3824.76	000	4		KG					
		---1・1・1-トリクロロエタン (メチルクロロホルム) を含 有するもの							
3824.77	000	3		KG					
		---プロモメタン (メチルプロマイ ド) 又はプロモクロロメタン を含有するもの							
3824.78	000	2		KG					
		---ペルフルオロカーボン (PF C) 又はハイドロフルオロカ ーボン (HFC) を含有する もの (クロロフルオロカーボ ン (CFC) 又はハイドロク ロロフルオロカーボン (HC FC) を含有しないものに限 る。)							
3824.79	000	1		KG	3824.79	000	1		KG
		---その他のもの ---オキシラン (エチレンオキシド)、 ポリ臭化ビフェニル (PBB)、 ポリ塩化ビフェニル (PCB)、 ポリ塩化テルフェニル (PCT) 又はトリス (2・3-ジプロモ プロピル) ホスフェートを含有 する混合物及び調製品					---その他のもの		
3824.81	000	6		KG					
		---オキシラン (エチレンオキシ ド) を含有するもの							
3824.82	000	5		KG					
		---ポリ塩化ビフェニル (PCB)、 ポリ塩化テルフェニル (PC T) 又はポリ臭化ビフェニル (PBB) を含有するもの							
3824.83	000	4		KG					
		---トリス (2・3-ジプロモプロ ピル) ホスフェートを含有す							

新 (2007年)					旧 (2006年)				
統計品目番号	N A C C S 用	品名	単位		統計品目番号	N A C C S 用	品名	単位	
			I	II				I	II
3824.90	000 4	るもの ーその他のもの		K G	3824.90	000 4	ーその他のもの		K G

第39類 プラスチック及びその製品

注

- 1 (省 略)
 - 2 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第27.10項又は第34.03項の調製潤滑剤
 - (b) (省 略)
 - (c) (省 略)
 - (d) (省 略)
 - (e) (省 略)
 - (f) (省 略)
 - (g) (省 略)
 - (h) 鉱物油 (ガソリンを含む。) 用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用の調製添加剤 (第38.11項参照)
 - (ii) ポリグリコール、シリコンその他の第39類の重合体をもととした調製液圧液 (第38.19項参照)
 - (k) (省 略)
 - (l) (省 略)
 - (m) (省 略)
 - (n) (省 略)
 - (o) (省 略)
 - (p) (省 略)
 - (q) (省 略)
 - (r) (省 略)
 - (s) (省 略)
 - (t) (省 略)
 - (u) (省 略)
 - (v) (省 略)
 - (w) (省 略)
 - (x) (省 略)
 - (y) (省 略)
 - (z) (省 略)
- 3～11 (省 略)

第39類 プラスチック及びその製品

注

- 1 (省 略)
 - 2 この類には、次の物品を含まない。
 - (新 規)
 - (a) (省 略)
 - (b) (省 略)
 - (c) (省 略)
 - (d) (省 略)
 - (e) (省 略)
 - (f) (省 略)
 - (新 規)
 - (新 規)
 - (g) (省 略)
 - (h) (省 略)
 - (ii) (省 略)
 - (k) (省 略)
 - (l) (省 略)
 - (m) (省 略)
 - (n) (省 略)
 - (o) (省 略)
 - (p) (省 略)
 - (q) (省 略)
 - (r) (省 略)
 - (s) (省 略)
 - (t) (省 略)
 - (u) (省 略)
 - (v) (省 略)
 - (w) (省 略)
- 3～11 (省 略)

39.07		ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル(一次製品に限る。)			39.07		ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル(一次製品に限る。)		
3907.10		(省 略)			3907.10		(省 略)		
3907.60					3907.60		(新 規)		
3907.70	000 5	ーポリ乳酸 (省 略)		K G			(省 略)		
39.09		アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポ			39.09		アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポ		

新 (2007年)					旧 (2006年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
3909.30	100	リウレタン (一次製品に限る。)			3909.30	000	リウレタン (一次製品に限る。)		
		(省 略)					6		
	1	ーその他のアミノ樹脂		K G			ーその他のアミノ樹脂		K G
	900	ーポリメチレンポリフェニルポ リイソシアナート		K G					
	3	ーその他のもの		K G					
39.11		石油樹脂、クマロン-インデン樹 脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポ リスルホン及びこの類の注3のそ 他の物品 (一次製品に限るものと し、他の項に該当するものを除く。)			39.11		石油樹脂、クマロン-インデン樹 脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポ リスルホン及びこの類の注3のそ 他の物品 (一次製品に限るものと し、他の項に該当するものを除く。)		
3911.10		(省 略)			3911.10		(省 略)		
3911.90		ーその他のもの			3911.90		ーその他のもの		
	300	ー塊 (不規則な形のものに限 る。)、粉 (モールドィング パウダーを含む。)、粒、フ レークその他これらに類する 形状のもの		K G		200	ーポリメチレンポリフェニルポ リイソシアナート		K G
	4	ーその他のもの		K G		300	ーその他のもの		K G
	900	ー塊 (不規則な形のものに限 る。)、粉 (モールドィング パウダーを含む。)、粒、フ レークその他これらに類す る形状のもの		K G		4	---		K G
	2	ーその他のもの		K G		900	---		K G
39.20		プラスチック製のその他の板、シー ト、フィルム、はく及びストリップ (多泡性のもの並びに補強し、薄層 で被覆し又は支持物を使用したも の及びこれらに類する方法により 他の材料と組み合わせたものを除 く。)			39.20		プラスチック製のその他の板、シー ト、フィルム、はく及びストリップ (多泡性のもの並びに補強し、薄層 で被覆し又は支持物を使用したも の及びこれらに類する方法により 他の材料と組み合わせたものを除 く。)		
		(省 略)					(省 略)		
		(削 除)			3920.72	000	ーバルカナイズドファイバー製 のもの		K G
3920.73		(省 略)			3920.73		(省 略)		
3920.79		ーその他のセルロース誘導体製 のもの			3920.79	000	ーその他のセルロース誘導体製 のもの		K G
	100	ーバルカナイズドファイバー 製のもの		K G					
	900	ーその他のもの		K G					

新 (2007年)					旧 (2006年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
第40類 ゴム及びその製品 注 1～3 (省 略) 4 1及び第40.02項において「合成ゴム」とは、次の物品をいう。 (a) 不飽和の合成物質で、硫黄による加硫により不可逆的に非熱可塑性物質とすることができ、かつ、この非熱可塑性物質が、温度18度から29度までにおいて、もとの長さの3倍に伸ばしても切れず、もとの長さの2倍に伸ばした後5分以内にもとの長さの1.5倍以下に戻るもの。この試験においては、加硫助剤、加硫促進剤その他の架橋反応に必要な物質を加えることができるものとし、 <u>5(B)</u> の(ii)又は(iii)の物質の存在も許容される。ただし、エキステンダー、可塑剤、充てん料その他の架橋反応に必要な物質の存在は許容されない。 (b)～(c) (省 略) 5(A) (省 略) (i)及び(ii) (省 略) (iii) 可塑剤又はエキステンダー（油展ゴムの場合の鉱物油を除く。）、充てん料、補強剤、有機溶剤その他の物質 <u>(B)</u> の(i)から(iii)までのものを除く。 <u>(B)</u> (省 略) 6～9 (省 略)					第40類 ゴム及びその製品 注 1～3 (省 略) 4 1及び第40.02項において「合成ゴム」とは、次の物品をいう。 (a) 不飽和の合成物質で、硫黄による加硫により不可逆的に非熱可塑性物質とすることができ、かつ、この非熱可塑性物質が、温度18度から29度までにおいて、もとの長さの3倍に伸ばしても切れず、もとの長さの2倍に伸ばした後5分以内にもとの長さの1.5倍以下に戻るもの。この試験においては、加硫助剤、加硫促進剤その他の架橋反応に必要な物質を加えることができるものとし、 <u>5(b)</u> の(ii)又は(iii)の物質の存在も許容される。ただし、エキステンダー、可塑剤、充てん料その他の架橋反応に必要な物質の存在は許容されない。 (b)～(c) (省 略) 5(a) (省 略) (i)及び(ii) (省 略) (iii) 可塑剤又はエキステンダー（油展ゴムの場合の鉱物油を除く。）、充てん料、補強剤、有機溶剤その他の物質 <u>(b)</u> の(i)から(iii)までのものを除く。 <u>(b)</u> (省 略) 6～9 (省 略)				
40.10		コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング(加硫したゴム製のものに限る。)			40.10		コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング(加硫したゴム製のものに限る。)		
		(省 略)			4010.13	000	3	ープラスチックのみにより補強したもの	KG
		(省 略)						(省 略)	
第41類 原皮（毛皮を除く。）及び革 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)及び(b) (省 略) (c) 毛が付いている獣皮及びこれをなめし又は仕上げたもの(第43類参照)。ただし、牛(水牛を含む。)、馬類の動物、羊(アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ベルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊を除く。)、やぎ(イエメンやぎ、モンゴルやぎ及びチベットやぎを除く。)、豚(ペカリーを含む。)、シヤモア、ガゼル、らくだ(ヒトコブラクダを含む。)、となかい、しか又は犬の毛が付いている原皮は、第41類に属する。 2及び3 (省 略)					第41類 原皮（毛皮を除く。）及び革 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)及び(b) (省 略) (c) 毛が付いている獣皮及びこれをなめし又は仕上げたもの(第43類参照)。ただし、牛(水牛を含む。)、馬類の動物、羊(アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ベルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊を除く。)、やぎ(イエメンやぎ、モンゴルやぎ及びチベットやぎを除く。)、豚(ペカリーを含む。)、シヤモア、ガゼル、となかい、しか又は犬の毛が付いている原皮は、第41類に属する。 2及び3 (省 略)				
41.03		その他の原皮(生鮮のもの及び塩			41.03			その他の原皮(生鮮のもの及び塩	

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
		蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。)					蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。)		
		(省 略)					(省 略)		
		(削 除)			4103.10	100	4	1	KG
						900	6	1	KG
		(省 略)						SM	KG
		(削 除)			42.04				
					4204.00	000	6		KG
42.06					42.06				
4206.00	000	腸、ゴールドビーターズスキン、ぼうこう又は臍の製品	KG		4206.10	000	6		KG
					4206.90	000	3		KG
43.01		原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第41.01項から第41.03項までの原皮を除く。）			43.01				
		(省 略)							
		(削 除)			4301.70	000	1	NO	KG
		(省 略)							
43.02		なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第43.03項のものを除く。）			43.02				
		(省 略)							
		(削 除)			4302.13	000	0	NO	KG
		(省 略)							

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
第44類 木材及びその製品並びに木炭				第44類 木材及びその製品並びに木炭					
注 (省 略) 号注				注 (省 略) 号注					
1 第4403.41号から第4403.49号まで、 <u>第4407.21号から第4407.29号まで</u> 、第4408.31号から第4408.39号まで及び <u>第4412.31号</u> の各号において「熱帯産木材」とは、次の木材をいう。 アビュラ、アカジョアフリカ、アフロルモシア、アコ、アラン、アンジローバ、アニングレ、アボジラ、アゾベ、バラウ、バルサ、ボッセクレイア、ボッセフォンセ、カチボ、セドロ、ダベーマ、ダークレッドメランチ、ジベツ、ドウシェ、フラミレ、フレイジョ、フロメイジャー、フーマ、ゲロンガン、イロンバ、インブイア、イペ、イロコ、ジャボティ、ジェルトン、ジェキティバ、ジョンコン、カプール、ケンパス、クルイン、コシボ、コチベ、コト、ライトレッドメランチ、リンバ、ロウロ、マカランドゥバ、マホガニー、マコレ、マンディオケイラ、マンソニア、メンクラン、メランチバカウ、メラワン、メルパウ、メルパウ、メルサワ、モアビ、ニアンゴン、ニヤトー、オベチェ、オクメ、オンザビリ、オレイ、オバンコル、オジゴ、パドック (かりん)、パルダオ、パリッサンドルグアテマラ、パリッサンドルバラ、パリッサンドルリオ、パリッサンドルロゼ、パウアマレロ、パウマーフィム、プライ、プナ、クアルバ、ラミン、サペリ、サキサキ、セプター、シボ、スクピラ、スレン、タウアリ、チーク、ティアマ、トラ、パイロラ、ホワイトトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ				1 第4403.41号から第4403.49号まで、 <u>第4407.24号から第4407.29号まで</u> 、第4408.31号から第4408.39号まで及び <u>第4412.13号から第4412.99号</u> までの各号において「熱帯産木材」とは、次の木材をいう。 アビュラ、アカジョアフリカ、アフロルモシア、アコ、アラン、アンジローバ、アニングレ、アボジラ、アゾベ、バラウ、バルサ、ボッセクレイア、ボッセフォンセ、カチボ、セドロ、ダベーマ、ダークレッドメランチ、ジベツ、ドウシェ、フラミレ、フレイジョ、フロメイジャー、フーマ、ゲロンガン、イロンバ、インブイア、イペ、イロコ、ジャボティ、ジェルトン、ジェキティバ、ジョンコン、カプール、ケンパス、クルイン、コシボ、コチベ、コト、ライトレッドメランチ、リンバ、ロウロ、マカランドゥバ、マホガニー、マコレ、マンディオケイラ、マンソニア、メンクラン、メランチバカウ、メラワン、メルパウ、メルパウ、メルサワ、モアビ、ニアンゴン、ニヤトー、オベチェ、オクメ、オンザビリ、オレイ、オバンコル、オジゴ、パドック (かりん)、パルダオ、パリッサンドルグアテマラ、パリッサンドルバラ、パリッサンドルリオ、パリッサンドルロゼ、パウアマレロ、パウマーフィム、プライ、プナ、クアルバ、ラミン、サペリ、サキサキ、セプター、シボ、スクピラ、スレン、タウアリ、チーク、ティアマ、トラ、パイロラ、ホワイトトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ					
44.02		木炭(植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)			44.02		木炭(植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)		MT
4402.10	000	6	一竹製のもの	MT	4402.00	000	2		
4402.90	000	3	一その他のもの	MT					
44.07		木材(縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。) (省 略) 一熱帯産木材(この類の号注1のものに限る。)のもの			44.07		木材(縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。) (省 略) 一熱帯産木材(この類の号注1のものに限る。)のもの		
4407.21	000	6	一マホガニー(スウィエテニア属のもの)	CM	4407.24	000	3	一パイロラ、マホガニー(スウィエテニア属のもの)、インブイア及びバルサ	CM
4407.22	000	5	一パイロラ、インブイア及びバルサ	CM					
4407.25		(省 略)			4407.25		(省 略)		

新 (2007年)					旧 (2006年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
4407.26		(省 略)			4407.26		(省 略)		
4407.27	000 0	---サペリ		CM			(新 規)		
4407.28	000 6	---イロコ		CM			(新 規)		
4407.29		(省 略)			4407.29		(省 略)		
4407.91		---その他のもの			4407.91		---その他のもの		
4407.92		(省 略)			4407.92		(省 略)		
4407.93	000 4	---かえで (カエデ属のもの) のもの		CM			(省 略)		
4407.94	000 3	---桜 (サクラ属のもの) のもの		CM			(新 規)		
4407.95	000 2	---とねりこ (トネリコ属のもの) のもの		CM			(新 規)		
4407.99		(省 略)			4407.99		(省 略)		
44.09		さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいづれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材 (寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。) (省 略)			44.09		さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいづれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材 (寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。) (省 略)		
4409.21	000 2	---針葉樹以外のもの	CM	KG	4409.20	000 3	---針葉樹以外のもの	CM	KG
4409.29	000 1	---竹製のもの	CM	KG					
4409.29	000 1	---その他のもの	CM	KG					
44.10		パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード (OSB) その他これに類するボード (例えば、ウエファーボード) (木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。) (省 略)			44.10		パーティクルボードその他これに類するボード (例えば、オリエンテッドストランドボード及びウエファーボード) (木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。) (省 略)		
4410.11	000 3	---パーティクルボード	CM	KG					
4410.12	000 2	---オリエンテッドストランドボード (OSB)	CM	KG					
4410.19	000 2	---その他のもの	CM	KG	4410.21	000 0	---加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの	CM	KG
4410.90	000 1	---その他のもの	CM	KG	4410.29	000 6	---その他のもの	CM	KG
							---その他のもの (木材のものに限る。)		
					4410.31	000 4	---加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの	CM	KG
					4410.32	000 3	---メラミンを染み込ませた紙で表面を被覆したもの	CM	KG
					4410.33	000 2	---プラスチック製の装飾積層板で表面を被覆したもの	CM	KG
					4410.39	000 3	---その他のもの	CM	KG
					4410.90	000 1	---その他のもの	CM	KG

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
44.11		繊維板(木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。) －メディアムデンシティブァイバーボード (MDF)			44.11		繊維板(木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。) －繊維板(密度が1立方センチメートルにつき0.8グラムを超えるものに限る。)		
4411.12	000 0	－厚さが5ミリメートル以下のもの		MT	4411.11	000 1	－機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆していないもの		MT
4411.13	000 6	－厚さが5ミリメートルを超え9ミリメートル以下のもの		MT	4411.19	000 0	－その他のもの		MT
4411.14	000 5	－厚さが9ミリメートルを超えるもの －その他のもの		MT			－繊維板(密度が1立方センチメートルにつき0.5グラムを超え0.8グラム以下のものに限る。)		
4411.92	000 4	－密度が1立方センチメートルにつき0.8グラムを超えるもの		MT	4411.21	000 5	－機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆していないもの		MT
4411.93	000 3	－密度が1立方センチメートルにつき0.5グラムを超え0.8グラム以下のもの		MT	4411.29	000 4	－その他のもの －繊維板(密度が1立方センチメートルにつき0.35グラムを超え0.5グラム以下のものに限る。)		MT
4411.94	000 2	－密度が1立方センチメートルにつき0.5グラム以下のもの		MT	4411.31	000 2	－機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆していないもの		MT
					4411.39	000 1	－その他のもの		MT
					4411.91	000 5	－機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆していないもの		MT
					4411.99	000 4	－その他のもの		MT
44.12		合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材			44.12		合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材		
4412.10	000 0	－竹製のもの －その他の合板(木材(竹製のものを除く。)の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。)	CM	SM	4412.13	000 4	－少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材(この類の号注1のものに限る。)のもの	CM	SM
4412.31	000 0	－少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材(この類の号注1のものに限る。)のもの	CM	SM	4412.14		－その他のもの(少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。)		
4412.32		－その他のもの(少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。)				100 5	－ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの	CM	SM
	100 1	－ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの	CM	SM		900 0	－その他のもの	CM	SM
	900 3	－その他のもの	CM	SM	4412.19		－その他のもの		
4412.39		－その他のもの				100 0	－ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの	CM	SM
	100 1	－ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの	CM	SM		900 2	－その他のもの	CM	SM
	900 3	－その他のもの	CM	SM			－その他のもの(少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のもの)		

新 (2007年)					旧 (2006年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
4412.94	000	0			4412.22	000	2		
		—その他のもの							
		—ブロックボード、ラミンボード	CM	KG				CM	SM
		及びバツテンボード							
4412.99	000	2							
		—その他のもの	CM	KG					
					4412.23	000	1		
								CM	SM
					4412.29	000	2		
								CM	SM
					4412.92	000	2		
								CM	KG
					4412.93	000	1		
								CM	KG
					4412.99	000	2		
								CM	KG
44.18					44.18				
		木製建具及び建築用木工品(セルラ							
		ーウッドパネル、組み合わせた床用							
		パネル及びこけら板を含む。)							
4418.10		(省 略)			4418.10				
4418.20		(省 略)			4418.20				
		(削 除)			4418.30	000	3		
4418.40		(省 略)							KG
4418.50		(省 略)			4418.40				
4418.60	000	1			4418.50				
		—くい及びはり							
		—組み合わせた床用パネル							
4418.71	000	4							
		—モザイク状の床用のもの							
4418.72	000	3							
		—その他のもの(多層のものに限							
		る。)							
4418.79	000	3							
		—その他のもの							
4418.90		(省 略)			4418.90				

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
第46類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物				第46類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物					
注 1 この類において「組物材料」とは、組合せその他これに類する加工方法に適する状態又は形状の材料をいい、当該材料には、わら、オーゾア、柳、竹、とう、いぐさ、あし、経木その他の植物性材料のストリップ（例えば、樹皮のストリップ、細い葉及びラフィアその他の広い葉から得たストリップ）、紡績してない天然の紡織用繊維及びプラスチックの単繊維、ストリップその他これらに類する物品並びに紙のストリップを含むものとし、革、コンポジションレザー、フェルト又は不織布のストリップ、人髪、馬毛、紡織用繊維のロービング及び糸並びに第54類の単繊維、ストリップその他これらに類する物品を含まない。				注 1 この類において「組物材料」とは、組合せその他これに類する加工方法に適する状態又は形状の材料をいい、当該材料には、わら、オーゾア、柳、竹、いぐさ、あし、経木その他の植物性材料のストリップ（例えば、樹皮のストリップ、細い葉及びラフィアその他の広い葉から得たストリップ）、紡績してない天然の紡織用繊維及びプラスチックの単繊維、ストリップその他これらに類する物品並びに紙のストリップを含むものとし、革、コンポジションレザー、フェルト又は不織布のストリップ、人髪、馬毛、紡織用繊維のロービング及び糸並びに第54類の単繊維、ストリップその他これらに類する物品を含まない。					
2及び3 (省 略)				2及び3 (省 略)					
<u>46.01</u>		さなだその他これに類する組物材料から成る物品(ストリップ状であるかないかを問わない。)並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織つたものであつてシート状のもの(最終製品(敷物、壁掛等)であるかないかを問わない。)			<u>46.01</u>		さなだその他これに類する組物材料から成る物品(ストリップ状であるかないかを問わない。)並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織つたものであつてシート状のもの(最終製品(敷物、壁掛等)であるかないかを問わない。)		
		一敷物及びすだれ(植物性材料製のものに限る。)			<u>4601.20</u>	<u>000</u>	4	一敷物及びすだれ(植物性材料製のものに限る。)	<u>KG</u>
<u>4601.21</u>	<u>000</u>	3	---	<u>KG</u>					
<u>4601.22</u>	<u>000</u>	2	---	<u>KG</u>					
<u>4601.29</u>	<u>000</u>	2	---	<u>KG</u>					
			一その他のもの						
<u>4601.92</u>	<u>000</u>	2	---	<u>KG</u>	<u>4601.91</u>	<u>000</u>	3	---	<u>KG</u>
<u>4601.93</u>	<u>000</u>	1	---	<u>KG</u>					
<u>4601.94</u>	<u>000</u>	0	---	<u>KG</u>					
<u>4601.99</u>	<u>000</u>	2	---	<u>KG</u>	<u>4601.99</u>	<u>000</u>	2	---	<u>KG</u>
<u>46.02</u>		かご細工物、枝条細工物その他の製品(組物材料から直接造形したもの及び第46.01項の物品から製造したものに限る。)及びへちま製品			<u>46.02</u>		かご細工物、枝条細工物その他の製品(組物材料から直接造形したもの及び第46.01項の物品から製造したものに限る。)及びへちま製品		
		一植物性材料製のもの			<u>4602.10</u>	<u>000</u>	5	一植物性材料製のもの	<u>KG</u>
<u>4602.11</u>	<u>000</u>	4	---	<u>KG</u>					
<u>4602.12</u>	<u>000</u>	3	---	<u>KG</u>					
<u>4602.19</u>	<u>000</u>	3	---	<u>KG</u>					
<u>4602.90</u>	<u>000</u>	2	---	<u>KG</u>	<u>4602.90</u>	<u>000</u>	2	---	<u>KG</u>
47.06		古紙パルプ及びその他の繊維素繊維を原料とするパルプ			47.06		古紙パルプ及びその他の繊維素繊維を原料とするパルプ		

新 (2007年)					旧 (2006年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
4706.10		(省 略)			4706.10		(省 略)		
4706.20		(省 略)			4706.20		(省 略)		
4706.30	000 1	ーその他のもの (竹製のものに限 る。)		MT			(新 規)		
		(省 略)					(省 略)		

第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

注

- 1 (省 略)
- 2 この類には、次の物品を含まない。
(a)~(m) (省 略)
(n) 紙又は板紙を裏張りした金属のはく (主として第14部又は第15部に属する。)
(o)及び(p) (省 略)
- 3 (省 略)
- 4 この類において「新聞用紙」とは、新聞印刷に使用する種類の塗布していない紙(サイジングしていないもの及び軽くサイジングしたものに限る。)であつて、機械木材パルプ又はケミグランド木材パルプの含有量が全繊維重量の50%以上で、パーカープリントサーフ(クランプ圧1メガパスカル)による各面の平滑度が2.5マイクロメートル(ミクロン)を超え、かつ、重量が1平方メートルにつき40グラム以上65グラム以下であるものをいう。
- 5~8 (省 略)
- 9 第48.14項において壁紙その他これに類する壁面被覆材は、次の物品に限る。
(a)~(c) (省 略)
紙又は板紙をもととした物品で、床敷き用及び壁面被覆材用のいずれの用途にも適するものは、第48.23項に属する。
- 10~12 (省 略)

第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

注

- 1 (省 略)
- 2 この類には、次の物品を含まない。
(a)~(m) (省 略)
(n) 紙又は板紙を裏張りした金属のはく (第15部参照)
- (o)及び(p) (省 略)
- 3 (省 略)
- 4 この類において「新聞用紙」とは、新聞印刷に使用する種類の塗布していない紙(サイジングしていないもの及び軽くサイジングしたものに限る。)であつて、機械木材パルプ又はケミグランド木材パルプの含有量が全繊維重量の65%以上で、パーカープリントサーフ(クランプ圧1メガパスカル)による各面の平滑度が2.5マイクロメートル(ミクロン)を超え、かつ、重量が1平方メートルにつき40グラム以上65グラム以下であるものをいう。
- 5~8 (省 略)
- 9 第48.14項において壁紙その他これに類する壁面被覆材は、次の物品に限る。
(a)~(c) (省 略)
紙又は板紙をもととした物品で、床敷き用及び壁面被覆材用のいずれの用途にも適するものは、第48.15項に属する。
- 10~12 (省 略)

48.02		筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布していない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙(ロール状又は長方形(正方形を含む。))のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、第48.01項又は第48.03項の紙を除く。)並びに手すきの紙及び板紙 (省 略) (削 除) (省 略)			48.02		筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布していない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙(ロール状又は長方形(正方形を含む。))のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、第48.01項又は第48.03項の紙を除く。)並びに手すきの紙及び板紙 (省 略) 一カーボン原紙 (省 略)			KG
					4802.30	000 5				
48.09		カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙(謄写版原紙用又はオフセットプレート用の塗布し又は染み込ませた紙を含			48.09		カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙(謄写版原紙用又はオフセットプレート用の塗布し又は染み込ませた紙を含			

新 (2007年)				旧 (2006年)						
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
48.14		み、ロール状又はシート状のものに限るものとし、印刷してあるかないかを問わない。) (削除)			4809.10	000	4	み、ロール状又はシート状のものに限るものとし、印刷してあるかないかを問わない。) ーカーボン紙その他これに類する複写紙	KG	
		(省略)								
		壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー (省略) (削除)			48.14			壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー (省略)		
48.16		(削除)			4814.30	000	2	ー壁紙その他これに類する壁面被覆材(組物材料で表を覆った紙から成るものに限るものとし、当該組物材料を平行につなぎ又は織つてあるかないかを問わない。)	KG	
		(省略)								
		(削除)			48.15			(省略)		
48.16		カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙(箱入りにしてあるかないかを問わないものとし、第48.09項のものを除く。)			4815.00	000	2	紙又は板紙をもととした床敷き(特定の大きさに切つてあるかないかを問わない。)	KG	
		並びに謄写版原紙及び紙製のオフセットプレート(箱入りにしてあるかないかを問わない。)								
		(削除)			48.16			カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙(箱入りにしてあるかないかを問わないものとし、第48.09項のものを除く。)		
4816.20		並びに謄写版原紙及び紙製のオフセットプレート(箱入りにしてあるかないかを問わない。)			4816.10	000	4	ーカーボン紙その他これに類する複写紙	KG	
		(省略)			4816.20			(省略)		
		(削除)			4816.30	000	5	ー謄写版原紙	KG	
4816.90		ーその他のもの			4816.90			ーその他のもの		
	100	3	ー感熱記録紙	KG	100	3	ー感熱記録紙	KG		
	200	5	ー謄写版原紙	KG						
48.23		ーその他のもの			900	5	900	5	ーその他のもの	KG
		その他の紙、板紙、セルロースウッドディング及びセルロース繊維のウェブ(特定の大きさ又は形状に切つたものに限る。)並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウッドディング又はセルロース繊維のウェブのその他の製品 (削除)			48.23			その他の紙、板紙、セルロースウッドディング及びセルロース繊維のウェブ(特定の大きさ又は形状に切つたものに限る。)並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウッドディング又はセルロース繊維のウェブのその他の製品 ー粘着剤又は接着剤を塗布した紙(ストリップ状又はロール状のものに限る。)		
		(削除)			4823.12	000	2	ーセルフアドヒーシブのもの	KG	
				4823.19	000	2	ーその他のもの	KG		

新 (2007年)					旧 (2006年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
4823.20		(省 略)			4823.20		(省 略)		
4823.40		(省 略)			4823.40		(省 略)		
		一紙製又は板紙製の盆、皿、コップ その他これらに類する製品			4823.60	000	3	一紙製又は板紙製の盆、皿、コップ その他これらに類する製品	KG
4823.61	000	2		KG					
4823.69	000	1		KG					
4823.70		(省 略)			4823.70		(省 略)		
4823.90		(省 略)			4823.90		(省 略)		

第11部 紡織用繊維及びその製品

注

- 1 この部には、次の物品を含まない。
 (a) ブラシ製造用の獣毛 (第05.02項参照) 並びに馬毛及びそのくず (第05.11項参照)
 (b)~(d) (省 略)
 (e) 第30.05項又は第30.06項の物品及び第33.06項の小売用の包装にした歯間清掃用の糸 (デンタルフロス)

(f)~(v) (省 略)

2~12 (省 略)

13 この部及び適用可能な場合にはこの表において「弾性糸」とは、合成繊維の長繊維の糸 (単繊維を含むものとし、テクスチャード加工糸を除く。) で、もとの長さの3倍に伸ばしても切れず、もとの長さの2倍に伸ばした後5分以内にもとの長さの1.5倍以下に戻るものをいう。

14 (省 略)

号注

- 1 この部及び適用可能な場合にはこの表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
 (削 除)

(a) (省 略)

(b) (省 略)

(c) (省 略)

(a)から(c)までの規定は、単繊維及び第54類のストリップその他これに類する物品に準用する。

(d) (省 略)

(e) (省 略)

(f) (省 略)

(g) (省 略)

(h) 織物との関連で「なせんしたもの」とは、織つた後なせんした織物をいい、異なる色の糸から成るものであるかないかを問わないものとし、ブラシ、スプレーガン、転写紙、フロックプリント、ろうけつ染め等により模様付けをした織物を含む。

(a)から(h)までの規定の適用に当たりマーセライズ加工は、考慮しない。

第11部 紡織用繊維及びその製品

注

- 1 この部には、次の物品を含まない。
 (a) ブラシ製造用の獣毛 (第05.02項参照) 並びに馬毛及びそのくず (第05.03項参照)
 (b)~(d) (省 略)
 (e) 第30.05項又は第30.06項の物品 (例えば、脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する医療用又は獣医用の物品及び殺菌した外科用縫合材) 及び第33.06項の小売用の包装にした歯間清掃用の糸 (デンタルフロス)

(f)~(v) (省 略)

2~12 (省 略)

(新 規)

13 (省 略)

号注

- 1 この部及び適用可能な場合にはこの表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「弾性糸」とは、合成繊維の長繊維の糸 (単繊維を含むものとし、テクスチャード加工糸を除く。) で、もとの長さの3倍に伸ばしても切れず、もとの長さの2倍に伸ばした後5分以内にもとの長さの1.5倍以下に戻るものをいう。

(b) (省 略)

(c) (省 略)

(d) (省 略)

(a)から(d)までの規定は、単繊維及び第54類のストリップその他これに類する物品に準用する。

(e) (省 略)

(f) (省 略)

(g) (省 略)

(h) (省 略)

(ij) 織物との関連で「なせんしたもの」とは、織つた後なせんした織物をいい、異なる色の糸から成るものであるかないかを問わないものとし、ブラシ、スプレーガン、転写紙、フロックプリント、ろうけつ染め等により模様付けをした織物を含む。

(a)から(ij)までの規定の適用に当たりマーセライズ加工は、考慮しない。

新 (2007年)					旧 (2006年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
(d)から(h)までの規定は、メリヤス編物及びクロセ編物に準用する。 (ij) (省 略) 2 (省 略)					(e)から(ii)までの規定は、メリヤス編物及びクロセ編物に準用する。 (k) (省 略) 2 (省 略)				
50.03 5003.00		絹のくず(繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。) －カード及びコム ^の いずれもし てないもの			50.03 5003.10		絹のくず(繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。) －カード及びコム ^の いずれもし てないもの		
	110	2	－くず繭	KG		200	5	－くず繭	KG
	120	5	－絹ノイル	KG		300	0	－絹ノイル	KG
	190	5	－その他のもの	KG		900	5	－その他のもの	KG
	900	1	－その他のもの	KG	5003.90	000	5	－その他のもの	KG
第51類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物					第51類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物				
注 1 この表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a) (省 略) (b) 「織獣毛」とは、アルパカ、ラマ、ビクナ、らくだ(ヒトコブラクダを含む。)、やく、うさぎ(アンゴラうさぎを含む。)、ビーバー、ヌートリヤ又はマスカラットの毛及びアンゴラやぎ、チベットやぎ、カシミヤやぎその他これらに類するやぎの毛をいう。 (c) 「粗獣毛」とは、(a)の羊毛及び(b)の織獣毛以外の獣毛をいう。ただし、ブラシ製造用の獣毛(第05.02項参照)及び馬毛(第05.11項参照)を除く。					注 1 この表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a) (省 略) (b) 「織獣毛」とは、アルパカ、ラマ、ビクナ、らくだ、やく、うさぎ(アンゴラうさぎを含む。)、ビーバー、ヌートリヤ又はマスカラットの毛及びアンゴラやぎ、チベットやぎ、カシミヤやぎその他これらに類するやぎの毛をいう。 (c) 「粗獣毛」とは、(a)の羊毛及び(b)の織獣毛以外の獣毛をいう。ただし、ブラシ製造用の獣毛(第05.02項参照)及び馬毛(第05.03項参照)を除く。				
備考 (省 略)					備考 (省 略)				
52.08		綿織物(綿の重量が全重量の85%以上で、重量が1平方メートルにつき200グラム以下のものに限る。) (省 略) (削 除)			52.08		綿織物(綿の重量が全重量の85%以上で、重量が1平方メートルにつき200グラム以下のものに限る。) (省 略)		
					5208.53	000	3	－3枚綾織り又は4枚綾織り (破れ斜文織りを含む。)の もの	SM KG
5208.59	100	6	－その他の織物 －朱子	SM KG	5208.59	100	6	－その他の織物 －朱子	SM KG
	200	2	－3枚綾織り又は4枚綾織り (破れ斜文織りを含む。)の もの	SM KG					
	900	1	－その他のもの	SM KG	900	1	1	－その他のもの	SM KG
52.10		綿織物(綿の重量が全重量の85%			52.10		綿織物(綿の重量が全重量の85%		

新 (2007年)				旧 (2006年)						
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
		未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が1平方メートルにつき200グラム以下のものに限る。)					未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が1平方メートルにつき200グラム以下のものに限る。)			
		(省略)					(省略)			
		(削除)			5210.12	000	5	3枚綾織り又は4枚綾織り (破れ斜文織りを含む。)のもの	SM	KG
		(省略)					(省略)			
		(削除)			5210.22	000	2	3枚綾織り又は4枚綾織り (破れ斜文織りを含む。)のもの	SM	KG
		(省略)					(省略)			
		(削除)			5210.42	000	3	3枚綾織り又は4枚綾織り (破れ斜文織りを含む。)のもの	SM	KG
		(省略)					(省略)			
		(削除)			5210.52	000	0	3枚綾織り又は4枚綾織り (破れ斜文織りを含む。)のもの	SM	KG
5210.59		(省略)			5210.59			(省略)		
52.11		綿織物 (綿の重量が全重量の85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が1平方メートルにつき200グラムを超えるものに限る。)			52.11			綿織物 (綿の重量が全重量の85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が1平方メートルにつき200グラムを超えるものに限る。)		
5211.11		(省略)			5211.11			(省略)		
5211.19		漂白したもの	SM	KG	5211.19			漂白したもの		
5211.20	000				5211.21	000	1	平織りのもの	SM	KG
					5211.22	000	0	3枚綾織り又は4枚綾織り (破れ斜文織りを含む。)のもの	SM	KG
					5211.29	000	0	その他の織物	SM	KG
		(省略)						(省略)		
		(削除)			53.04			サイザルその他のアゲープ属の紡織用繊維 (精紡したものを除く。)並びにそのトウ及びびくず(糸くず及び反毛した繊維を含む。)		
					5304.10	000	1	サイザルその他のアゲープ属の紡織用繊維 (生のものに限る。)		KG
					5304.90	000	5	その他のもの		KG

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目番号	NACS用	品名	単位		統計品目番号	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
53.05 5305.00	000	2	KG		53.05		ココヤシ、アバカ (マニラ麻又はムサ・テクスティリス)、ラミーその他の植物性紡織用繊維 (他の項に該当するもの及び精紡したものを除く。)並びにそのトウ、ノイル及びくず (糸くず及び反毛した繊維を含む。)		
					5305.11	000	5	---ココヤシのもの (コイヤ)	KG
					5305.19	000	4	---生のもの ---その他のもの ---アバカのもの	KG
					5305.21	000	2	---生のもの	KG
					5305.29	000	1	---その他のもの	KG
					5305.90	000	3	---その他のもの	KG

**第54類 人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップ
その他これに類する人造繊維製品**

注

- 1 この表において「人造繊維」とは、次の繊維をいう。
- (a) 有機単量体の重合により製造した短繊維及び長繊維 (例えば、ポリアミド、ポリエステル、ポリオレフィン又はポリウレタンのもの)、又は、この工程により得た重合体を化学的に変性させることにより製造した短繊維及び長繊維 (例えば、ポリ(酢酸ビニル)を加水分解することにより得たポリ(ビニルアルコール))
 - (b) 繊維素その他の天然有機重合体を溶解し若しくは化学的に処理することにより製造した短繊維及び長繊維 (例えば、銅アンモニアレーヨン(キュブラ)及びビスコースレーヨン)、又は、繊維素、カゼイン及びその他のプロテイン、アルギン酸その他の天然有機重合体を化学的に変性させることにより製造した短繊維及び長繊維 (例えば、アセテート及びアルギネート)

この場合において、「合成繊維」とは(a)の繊維をいうものとし、「再生繊維又は半合成繊維」又は場合により「再生繊維若しくは半合成繊維」とは(b)の繊維をいう。第54.04項又は第54.05項のストリップその他これに類する物品は、人造繊維とみなさない。

人造繊維、合成繊維及び再生繊維又は半合成繊維の各用語は、材料の語とともに使用する場合においてもそれぞれ前記の意味と同一の意味を有する。

2 (省 略)

第54類 人造繊維の長繊維及びその織物

注

- 1 この表において「人造繊維」とは、次の繊維をいう。
- (a) 有機単量体の重合により製造した短繊維又は長繊維 (例えば、ポリアミド、ポリエステル、ポリウレタン又はポリビニル誘導体のもの)
 - (b) 繊維素、カゼイン、プロテイン、アルガエその他の天然有機重合体を化学的に変化させることにより製造した短繊維又は長繊維 (例えば、ビスコースレーヨン、アセテート、キュブラ及びアルギネート)

この場合において、「合成繊維」とは(a)の繊維をいうものとし、「再生繊維又は半合成繊維」又は場合により「再生繊維若しくは半合成繊維」とは(b)の繊維をいう。

人造繊維、合成繊維及び再生繊維又は半合成繊維の各用語は、材料の語とともに使用する場合においてもそれぞれ前記の意味と同一の意味を有する。

2 (省 略)

54.02			合成繊維の長繊維の糸 (67デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。)			54.02			合成繊維の長繊維の糸 (67デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。)		
			---強力糸(ナイロンその他のポリア			5402.10			---強力糸(ナイロンその他のポリア		

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目番号	NACS用	品名	単位		統計品目番号	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
5402.11	000	0							
		ミドのものに限る。)					ミドのものに限る。)		
		--アラミドのもの		KG	100	3	--93テックスを超えるもの		KG
5402.19		--その他のもの			200	5	--93テックス以下のもの		KG
	100	1		KG					
		--93テックスを超えるもの							
	200	3		KG					
		--93テックス以下のもの							
5402.20	000	5		KG	5402.20	000	5		KG
		--強力糸(ポリエステルのものに限る。)					--強力糸(ポリエステルのものに限る。)		
		--テクスチャード加工糸					--テクスチャード加工糸		
5402.31	000	1		KG	5402.31	000	1		KG
		--ナイロンその他のポリアミドのもの(構成する単糸が50テックス以下のものに限る。)					--ナイロンその他のポリアミドのもの(構成する単糸が50テックス以下のものに限る。)		
5402.32	000	0		KG	5402.32	000	0		KG
		--ナイロンその他のポリアミドのもの(構成する単糸が50テックスを超えるものに限る。)					--ナイロンその他のポリアミドのもの(構成する単糸が50テックスを超えるものに限る。)		
5402.33	000	6		KG	5402.33	000	6		KG
		--ポリエステル製のもの					--ポリエステル製のもの		
5402.34	000	5		KG					
		--ポリプロピレンのもの							
5402.39	000	0		KG	5402.39	000	0		KG
		--その他のもの					--その他のもの		
		--その他の単糸(より数が1メートルにつき50以下のものに限る。)					--その他の単糸(より数が1メートルにつき50以下のものに限る。)		
5402.44	000	2		KG	5402.41	000	5		KG
		--弾性を有するもの					--ナイロンその他のポリアミドのもの		
5402.45	000	1		KG	5402.42	000	4		KG
		--その他のもの(ナイロンその他のポリアミドのものに限る。)					--ポリエステルのもの(部分的に配向性を与えたものに限る。)		
5402.46	000	0		KG	5402.43	000	3		KG
		--その他のもの(ポリエステルのもので、部分的に配向性を与えたものに限る。)					--その他のポリエステルのもの		
5402.47	000	6		KG					
		--その他のもの(ポリエステルのものに限る。)							
5402.48	000	5		KG					
		--その他のもの(ポリプロピレンのものに限る。)							
5402.49					5402.49				
		--その他のもの					--その他のもの		
	100	6		KG	100	6			KG
		--ビニロンのも					--ビニロンのも		
	300	3		KG	300	3			KG
		--アクリルのも					--アクリルのも		
	400	5		KG	400	5			KG
		--ポリウレタンのも					--ポリウレタンのも		
	900	1		KG	900	1			KG
		--その他のもの					--その他のもの		
		--その他の単糸(より数が1メートルにつき50を超えるものに限る。)					--その他の単糸(より数が1メートルにつき50を超えるものに限る。)		
5402.51	000	2		KG	5402.51	000	2		KG
		--ナイロンその他のポリアミドのもの					--ナイロンその他のポリアミドのもの		
5402.52	000	1		KG	5402.52	000	1		KG
		--ポリエステルのもの					--ポリエステルのもの		
5402.59					5402.59				
		--その他のもの					--その他のもの		
	100	3		KG	100	3			KG
		--ビニロンのも					--ビニロンのも		
	900	5		KG	900	5			KG
		--その他のもの					--その他のもの		
		--その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン					--その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン		
5402.61	000	6		KG	5402.61	000	6		KG
		--ナイロンその他のポリアミドのもの					--ナイロンその他のポリアミドのもの		
5402.62	000	5		KG	5402.62	000	5		KG
		--ポリアステルのも					--ポリアステルのも		
5402.69					5402.69				
		--その他のもの					--その他のもの		
	100	0		KG	100	0			KG
		--ビニロンのも					--ビニロンのも		
	900	2		KG	900	2			KG
		--その他のもの					--その他のもの		

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
54.03		再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸 (67デンテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。)			54.03		再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸 (67デンテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。)		
5403.10		(省 略)			5403.10		(省 略)		
		(削 除)			5403.20	000	ーテクスチャード加工糸		KG
		(省 略)					(省 略)		
54.04		合成繊維の単繊維 (67デンテックス以上のもので、横断面の最大寸法が1ミリメートル以下のものに限る。)及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品 (例えば、人造ストロー。見掛け幅が5ミリメートル以下のものに限る。)			54.04		合成繊維の単繊維 (67デンテックス以上のもので、横断面の最大寸法が1ミリメートル以下のものに限る。)及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品 (例えば、人造ストロー。見掛け幅が5ミリメートル以下のものに限る。)		
		ー単繊維			5404.10	000	ー単繊維		KG
5404.11	000	3 ー弾性を有するもの		KG					
5404.12	000	2 ーその他のもの(ポリプロピレンのものに限る。)		KG					
5404.19	000	2 ーその他のもの		KG					
5404.90		(省 略)			5404.90		(省 略)		
54.06		人造繊維の長繊維の糸 (小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。)		KG	54.06		人造繊維の長繊維の糸 (小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。)		
5406.00	000	3			5406.10	000	ー合成繊維の長繊維の糸		KG
					5406.20	000	ー再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸		KG
55.01		合成繊維の長繊維のトウ			55.01		合成繊維の長繊維のトウ		
5501.10		(省 略)			5501.10		(省 略)		
5501.30					5501.30		(新 規)		
5501.40	000	4 ーポリプロピレンのもの		KG			(省 略)		
55.03		合成繊維の短繊維 (カード、コムその他の紡績準備の処理をしたものを除く。)			55.03		合成繊維の短繊維 (カード、コムその他の紡績準備の処理をしたものを除く。)		
		ーナイロンその他のポリアミドのもの			5503.10	000	ーナイロンその他のポリアミドのもの		KG
5503.11	000	1 ーアラミドのもの		KG					
5503.19	000	0 ーその他のもの		KG					
5503.20		(省 略)			5503.20		(省 略)		
5503.90					5503.90				
55.13		合成繊維の短繊維の織物 (合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%未満のものうち、混用繊維の全部又			55.13		合成繊維の短繊維の織物 (合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%未満のものうち、混用繊維の全部又		

新 (2007年)				旧 (2006年)						
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		
			I	II				I	II	
5513.23		は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルにつき170グラム以下のものに限る。) (省 略) (削 除)			5513.22	000	5	は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルにつき170グラム以下のものに限る。) (省 略)		
		---ポリエステル ^{あや} の短繊維 ^{あや} のその 他の織物			5513.23	000	4	---ポリエステル ^{あや} の短繊維 ^{あや} のその 他の織物	SM	KG
	100	6	---3枚綾織り又は4枚綾織り (破れ斜文織りを含む。) のもの	SM	KG					
	900	1	---その他のもの (省 略) (削 除)	SM	KG					
5513.39		(省 略) (削 除)			5513.32	000	2	---ポリエステル ^{あや} の短繊維 ^{あや} のもの (3枚綾織り又は4枚綾織り (破れ斜文織りを含む。))の ものに限る。)	SM	KG
		---その他の織物			5513.33	000	1	---ポリエステル ^{あや} の短繊維 ^{あや} のその 他の織物	SM	KG
	100	4	---ポリエステル ^{あや} の短繊維 ^{あや} のそ 他の織物	SM	KG	5513.39	000	2	---その他の織物	SM
	900	6	---その他のもの (省 略) (削 除)	SM	KG					
5513.49		(省 略) (削 除)			5513.42	000	6	---ポリエステル ^{あや} の短繊維 ^{あや} のもの (3枚綾織り又は4枚綾織り (破れ斜文織りを含む。))の ものに限る。)	SM	KG
		(省 略)			5513.43	000	5	---ポリエステル ^{あや} の短繊維 ^{あや} のその 他の織物	SM	KG
		(省 略)			5513.49			(省 略)		
55.14		合成繊維の短繊維の織物(合成繊維 の短繊維の重量が全重量の85%未 満のものうち、混用繊維の全部又 は大部分が綿のもので、重量が1平 方メートルにつき170グラムを超 えるものに限る。) (省 略) (削 除)			55.14			合成繊維の短繊維の織物(合成繊維 の短繊維の重量が全重量の85%未 満のものうち、混用繊維の全部又 は大部分が綿のもので、重量が1平 方メートルにつき170グラムを超 えるものに限る。) (省 略)		
5514.19		(省 略)			5514.13	000	5	---ポリエステル ^{あや} の短繊維 ^{あや} のその 他の織物	SM	KG
5514.29		(省 略)			5514.19			(省 略)		
5514.30	000	2	---異なる色の糸から成るもの	SM	KG	5514.29				
					5514.31	000	1	---ポリエステル ^{あや} の短繊維 ^{あや} のもの (平織りのものに限る。)	SM	KG
					5514.32	000	0	---ポリエステル ^{あや} の短繊維 ^{あや} のもの	SM	KG

新 (2007年)					旧 (2006年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
5514.41		一なせんしたもの			5514.33	000	6	(3枚綾織り又は4枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のものに限る。)	SM	KG
5514.49		(省略)			5514.39	000	0	他の織物	SM	KG
5514.41		(省略)			5514.41			一その他の織物		
5514.49		(省略)			5514.49			一なせんしたもの		
55.15		合成繊維の短繊維のその他の織物			55.15			合成繊維の短繊維のその他の織物		
		(省略)						(省略)		
		(削除)			5515.92	000	1	一混用繊維の全部又は大部分が	SM	KG
5515.99		(省略)			5515.99			羊毛又は織獣毛のもの		
		(省略)						(省略)		
第56類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、網及びケーブル並びにこれらの製品					第56類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、網及びケーブル並びにこれらの製品					
注					注					
1 この類には、次の物品を含まない。					1 この類には、次の物品を含まない。					
(a)~(d) (省略)					(a)~(d) (省略)					
(e) 金属のはくをフェルト又は不織布により裏張りしたもの(主として第14部又は第15部に属する。)					(e) 金属のはくをフェルト又は不織布により裏張りしたもの(第15部参照)					
2~4 (省略)					2~4 (省略)					
56.04		ゴム糸及びゴムひも(紡織用繊維で被覆したものに限り。)並びに紡織用繊維の糸及び第54.04項又は第54.05項のストリップその他これに類する物品(ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限り。)			56.04			ゴム糸及びゴムひも(紡織用繊維で被覆したものに限り。)並びに紡織用繊維の糸及び第54.04項又は第54.05項のストリップその他これに類する物品(ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限り。)		
5604.10		(省略)			5604.10			(省略)		
		(削除)			5604.20	000	0	一強力糸(ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンのもので、染み込ませ又は塗布したものに限り。)	KG	
5604.90	100	一その他のもの			5604.90	000	0	一その他のもの		KG
		一強力糸(ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンのもので、染み込ませ又は塗布したものに限り。)		KG						
	900	一その他のもの		KG						
56.07		ひも、網及びケーブル(組んであるかないか又はゴム若しくはプラス			56.07			ひも、網及びケーブル(組んであるかないか又はゴム若しくはプラス		

新 (2007年)					旧 (2006年)						
統計品目番号	NACS用	品名	単位		統計品目番号	NACS用	品名	単位			
			I	II				I	II		
57.02		チックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。)			5607.10	000	4	チックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。) —第53.03項のジュートその他の紡織用 ^{じん} 繊維製のもの (省略)		KG	
		(削除)			57.02						
		(省略)									
5702.10		じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。)			5702.10			(省略)			
5702.49		(省略)			5702.49			(省略)			
5702.50	000	5	—その他のもの(パイル織物のもの及び製品にしたものを除く。)	SM	KG			—その他のもの(パイル織物のもの及び製品にしたものを除く。)			
					5702.51	000	4	—羊毛製又は織獣毛製のもの	SM	KG	
					5702.52	000	3	—人造繊維材料製のもの	SM	KG	
					5702.59	000	3	—その他の紡織用繊維製のもの	SM	KG	
5702.91		—その他のもの(製品にしたものに限るものとし、パイル織物のものを除く。)			5702.91			—その他のもの(製品にしたものに限るものとし、パイル織物のものを除く。)			
5702.99		(省略)			5702.99			(省略)			
58.03					58.03			もじり織物(第58.06項の細幅織物類を除く。)			
5803.00			もじり織物(第58.06項の細幅織物類を除く。)		5803.10	000	4	—綿製のもの	SM	KG	
	100	2	—綿製のもの	SM	KG	5803.90	000	1	—その他の紡織用繊維製のもの	SM	KG
	200	4	—その他の紡織用繊維製のもの	SM	KG						
第59類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品					第59類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品						
注 1～4 (省略) 5 第59.07項には、次の物品を含まない。 (a)～(g) (省略) (h) 金属のはくを紡織用繊維の織物類により裏張りしたのもの(主として第14部又は第15部に属する。)					注 1～4 (省略) 5 第59.07項には、次の物品を含まない。 (a)～(g) (省略) (h) 金属のはくを紡織用繊維の織物類により裏張りしたのもの(第15部参照)						
6及び7 (省略)					6及び7 (省略)						
60.05			たてメリヤス編物(ガルーンメリヤス機により編んだものを含むもの		60.05			たてメリヤス編物(ガルーンメリヤス機により編んだものを含むもの			

新 (2007年)				旧 (2006年)						
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		
			I	II				I	II	
61.01		とし、第60.01項から第60.04項までのものを除く。) (削 除) (省 略)			6005.10	000	6	とし、第60.01項から第60.04項までのものを除く。) 一羊毛製又は織獣毛製のもの (省 略)	SM	KG
		男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クロック、アノラック(スキージャケットを含む。)、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第61.03項のものを除く。) (削 除) (省 略)		61.01		6101.10	000	3	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クロック、アノラック(スキージャケットを含む。)、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第61.03項のものを除く。) 一羊毛製又は織獣毛製のもの (省 略)	NO
61.03		男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ(水着を除く。)(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) 一スーツ	NO	KG	61.03			男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ(水着を除く。)(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) 一スーツ		
6103.10	000	6			6103.11	000	5	一羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG
					6103.12	000	4	一合成繊維製のもの	NO	KG
					6103.19	000	4	一その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
					6103.21	000	2	一羊毛製又は織獣毛製のもの (省 略)	NO	KG
61.04		女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ(水着を除く。)(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) 一スーツ (削 除) (削 除) (省 略)			61.04			女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ(水着を除く。)(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) 一スーツ (省 略) (省 略)		
6104.13					6104.11	000	3	一羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG
6104.19					6104.12	000	2	一綿製のもの	NO	KG
					6104.13			(省 略)		
					6104.19			(省 略)		
					6104.21	000	0	一羊毛製又は織獣毛製のもの (省 略)	NO	KG
61.07		男子用のパンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) (省 略) (削 除)			61.07			男子用のパンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) (省 略)		
					6107.92	000	0	一人造繊維製のもの	NO	KG

新 (2007年)					旧 (2006年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
6107.99		(省 略)			6107.99		(省 略)		
61.11		乳児用の衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)			61.11		乳児用の衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)		
		(削 除)			6111.10		－羊毛製又は織獣毛製のもの		
		(省 略)					－パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックス		
							その他の靴下類		
					210	4	－－パンティストッキング及び	NO	KG
							タイツ		
					295	5	－－－その他のもの	PR	KG
					900	1	－－その他のもの	NO	KG
		(省 略)					(省 略)		
61.14		その他の衣類(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)			61.14		その他の衣類(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)		
		(削 除)			6114.10	000	－羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG
		(省 略)					(省 略)		
61.15		パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類(段階的圧縮靴下(例えば、静脈瘤症用のストッキング)及び履物として使用するもの(更に別の底を取り付けてないものに限る。))を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)			61.15		パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類(静脈瘤症用のストッキング及び履物として使用するもの(更に別の底を取り付けてないものに限る。))を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)		
6115.10	000	3 一段階的圧縮靴下(例えば、静脈瘤症用のストッキング)	NO	KG					
		－その他のパンティストッキング及びタイツ					－パンティストッキング及びタイツ		
6115.21	000	6 ー合成繊維製のもの(構成する単糸が67デシテックス未満のものに限る。)	NO	KG	6115.11	000	2 ー合成繊維製のもの(構成する単糸が67デシテックス未満のものに限る。)	NO	KG
6115.22	000	5 ー合成繊維製のもの(構成する単糸が67デシテックス以上のものに限る。)	NO	KG	6115.12	000	1 ー合成繊維製のもの(構成する単糸が67デシテックス以上のものに限る。)	NO	KG
6115.29	000	5 ー－その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG	6115.19	000	1 ー－その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
6115.30	000	4 ー－その他の女子用の長靴下(構成する単糸が67デシテックス未満のものに限る。)	PR	KG	6115.20	500	3 ー女子用の長靴下(構成する単糸が67デシテックス未満のものに限る。)	PR	KG
		－その他のもの					－その他のもの		
6115.94	000	3 ー羊毛製又は織獣毛製のもの	PR	KG	6115.91	500	2 ー羊毛製又は織獣毛製のもの	PR	KG
6115.95	000	2 ー綿製のもの	PR	KG	6115.92	500	1 ー綿製のもの	PR	KG
6115.96	000	1 ー合成繊維製のもの	PR	KG	6115.93	500	0 ー合成繊維製のもの	PR	KG
6115.99	000	5 ー－その他の紡織用繊維製のもの	PR	KG	6115.99	500	1 ー－その他の紡織用繊維製のもの	PR	KG
61.17		その他の衣類附属品(製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編み			61.17		その他の衣類附属品(製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編み		

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
6117.10		のものに限る。)及び衣類又は衣類 附属品の部分品(メリヤス編み又は クロセ編みのものに限る。) (省 略) (削 除) (省 略)			6117.10 6117.20		のものに限る。)及び衣類又は衣類 附属品の部分品(メリヤス編み又は クロセ編みのものに限る。) (省 略) ーネクタイ (省 略)		
					000	3		NO	KG
62.03		男子用のスーツ、アンサンブル、ジ ャケット、ブレザー、ズボン、胸当 てズボン、半ズボン及びショーツ (水着を除く。) (省 略) (削 除) (省 略)			62.03 6203.21		男子用のスーツ、アンサンブル、ジ ャケット、ブレザー、ズボン、胸当 てズボン、半ズボン及びショーツ (水着を除く。) (省 略) ー羊毛製又は織獣毛製のもの (省 略)		
					000	5		NO	KG
62.05		男子用のシャツ (削 除) (省 略)			62.05 6205.10		男子用のシャツ ー羊毛製又は織獣毛製のもの (省 略)		
					000	5		NO	KG
62.07		男子用のシングレットその他これ に類する肌着、パンツ、ズボン下、 ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、 バスローブ、ドレッシングガウンそ の他これらに類する製品 (省 略) (削 除) (省 略)			62.07 6207.92 6207.99		男子用のシングレットその他これ に類する肌着、パンツ、ズボン下、 ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、 バスローブ、ドレッシングガウンそ の他これらに類する製品 (省 略) ー人造繊維製のもの (省 略)		
6207.99					000	3		NO	KG
62.09		乳児用の衣類及び衣類附属品 (削 除) (省 略)			62.09 6209.10		乳児用の衣類及び衣類附属品 ー羊毛製又は織獣毛製のもの (省 略)		
					000	4		NO	KG
62.11		トラックスーツ、スキースーツ及び 水着並びにその他の衣類 (省 略) (削 除) (省 略)			62.11 6211.31		トラックスーツ、スキースーツ及び 水着並びにその他の衣類 (省 略) ー羊毛製又は織獣毛製のもの (省 略)		
					000	0		NO	KG
62.13		ハンカチ (削 除) (省 略)			62.13 6213.10		ハンカチ ー絹(絹のくずを含む。)製のもの (省 略)		
					000	3		NO	KG
63.02		ベッドリネン、テーブルリネン、ト イレットリネン及びキッチンリネ ン (省 略) (削 除) (省 略) (削 除) (省 略)			63.02 6302.52 6302.92 6302.93 6302.99		ベッドリネン、テーブルリネン、ト イレットリネン及びキッチンリネ ン (省 略) ー亜麻製のもの (省 略) ー亜麻製のもの (省 略)		
					000	0		DZ	KG
6302.93					000	2		DZ	KG
6302.99									